

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月27日

【事業年度】 第107期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 株式会社第三銀行

【英訳名】 The Daisan Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 岩 間 弘

【本店の所在の場所】 三重県松阪市京町510番地

【電話番号】 (0598)23-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 川 瀬 和 也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋1丁目14番7号
株式会社第三銀行東京支店

【電話番号】 (03)3277-3311

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 田 畑 利 文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

株式会社第三銀行名古屋支店

(名古屋市中村区名駅5丁目2番15号)

株式会社第三銀行東京支店

(東京都中央区日本橋1丁目14番7号)

株式会社第三銀行大阪支店

(大阪市中央区南船場1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所
ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としており
ます。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	41,391	41,467	42,544	39,873	39,582
連結経常利益	百万円	5,237	3,791	6,886	7,380	6,554
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	2,322	1,996	4,494	4,149	3,744
連結包括利益	百万円	4,046	11,037	2,265	15,387	△696
連結純資産額	百万円	90,205	100,097	100,628	114,466	112,492
連結総資産額	百万円	1,848,876	1,889,549	1,916,088	1,962,848	2,023,835
1株当たり純資産額	円	317.09	369.22	369.40	441.98	429.00
1株当たり当期純利益 金額	円	10.38	8.59	22.54	20.70	18.51
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	6.69	5.78	12.24	10.87	9.82
自己資本比率	%	4.75	5.15	5.08	5.63	5.34
連結自己資本利益率	%	3.32	2.48	6.06	5.07	4.23
連結株価収益率	倍	16.95	20.93	8.02	9.12	8.10
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	41,250	8,151	23,725	6,887	48,506
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△33,777	10,315	△2,113	△2,976	△9,970
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,010	△2,290	5,043	△1,235	△2,313
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	38,875	55,053	81,707	84,381	120,602
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,637 [486]	1,582 [517]	1,529 [576]	1,511 [603]	1,493 [625]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月		平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
経常収益	百万円	35,642	35,845	37,237	34,632	34,053
経常利益	百万円	4,846	3,264	6,205	6,894	5,926
当期純利益	百万円	2,329	1,983	4,446	4,198	3,680
資本金	百万円	37,461	37,461	37,461	37,461	37,461
発行済株式総数	千株	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000
純資産額	百万円	87,816	97,266	97,700	110,698	109,059
総資産額	百万円	1,839,474	1,880,759	1,905,808	1,951,610	2,011,992
預金残高	百万円	1,700,919	1,736,345	1,753,206	1,781,918	1,788,453
貸出金残高	百万円	1,158,731	1,165,788	1,189,882	1,223,513	1,249,377
有価証券残高	百万円	582,408	583,838	588,093	607,625	608,668
1株当たり純資産額	円	316.44	368.46	370.84	442.22	432.99
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.00 (一) A種優先株式 7.35 (一)	普通株式 5.50 (一) A種優先株式 7.30 (一)	普通株式 5.00 (一) A種優先株式 6.80 (一)	普通株式 5.00 (一) A種優先株式 6.60 (一)	普通株式 5.00 (一) A種優先株式 6.42 (一)
1株当たり当期純利益 金額	円	10.41	8.52	22.27	20.96	18.16
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	6.71	5.74	12.11	11.00	9.66
自己資本比率	%	4.77	5.17	5.12	5.66	5.41
自己資本利益率	%	3.38	2.70	6.82	6.39	5.36
株価収益率	倍	16.89	21.11	8.12	9.01	8.25
配当性向	%	47.99	64.50	22.45	23.84	27.52
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,528 [409]	1,479 [442]	1,431 [504]	1,413 [533]	1,399 [561]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第104期(平成25年3月)の1株当たり配当額のうち50銭は創立100周年に係る記念配当であります。
3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【沿革】

昭和2年7月	三重無尽株式会社を熊野市木本町176番地の1に資本金250千円をもって設立
昭和15年3月	三重勸業無尽株式会社(本店所在地 四日市市)を合併
昭和19年3月	共融無尽株式会社(本店所在地 津市)を合併
昭和26年7月	本店を熊野市木本町475番地に移転
昭和26年10月	相互銀行法にもとづく相互銀行業の免許を受け、株式会社第三相互銀行に商号変更
昭和36年10月	当行株式を大阪、名古屋各証券取引所市場第二部に上場
昭和42年10月	本店を現所在地(松阪市京町510番地)に新築移転
昭和48年8月	当行株式、大阪、名古屋各証券取引所市場第一部に指定替え(平成15年6月 大阪証券取引所への上場を廃止)
昭和50年3月	外国為替業務取扱開始
昭和51年2月	社債等登録機関の業務開始
昭和51年4月	第1次オンライン業務開始
昭和54年2月	全銀データー通信システム加盟
昭和54年11月	全国キャッシュサービス(SCS)開始
昭和56年9月	外国為替公認銀行に対する両替店舗の包括許可取得
昭和57年4月	金売買業務の取扱開始
昭和57年10月	第2次総合オンラインシステムへ移行
昭和58年4月	公共債窓口販売業務開始
昭和59年4月	海外コルレス業務開始
昭和61年6月	公共債ディーリング業務開始
昭和61年12月	東京オフショア市場参加
昭和62年7月	海外コルレス契約包括承認取得
昭和62年10月	債券先物取引の特別参加者資格を取得
昭和63年11月	スワフト(国際銀行間データ通信システム)加盟
平成元年2月	普通銀行に転換し商号を株式会社第三銀行に変更
平成元年3月	ニューヨーク駐在員事務所開設(平成9年10月閉鎖)
平成元年11月	当行株式を東京証券取引所市場第一部に上場
平成3年7月	日本円短期金利先物オプション取引に係る受託業務の認可を取得
平成5年11月	信託代理店業務開始
平成10年12月	投資信託窓口販売の開始
平成12年5月	第3次総合オンラインシステムへ移行
平成13年4月	損害保険窓口販売の開始
平成14年10月	生命保険窓口販売の開始
平成17年9月	証券仲介業務の開始
平成21年9月	第三者割当方式によるA種優先株式300億円発行
平成24年10月	当行創立100周年
平成26年1月	基幹系システムを地域金融機関向け共同アウトソーシングサービス「NEXTBASE」へ移行

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社6社で構成され、銀行業を中心に、リース業、その他の金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを中心に、高度化・多様化するお客様のニーズに応えることにより、地域金融機関として地域社会に奉仕し、お客様に信頼され、親しまれる銀行になることを目指して、主にリテール部門を中心に積極的に取り組んでおり、当行グループの中核と位置づけております。

〔リース業〕

三重リース株式会社においては、総合リース業務を行っております。

〔その他〕

三銀ビジネスサービス株式会社においては、主に現金整理業務等を行っております。

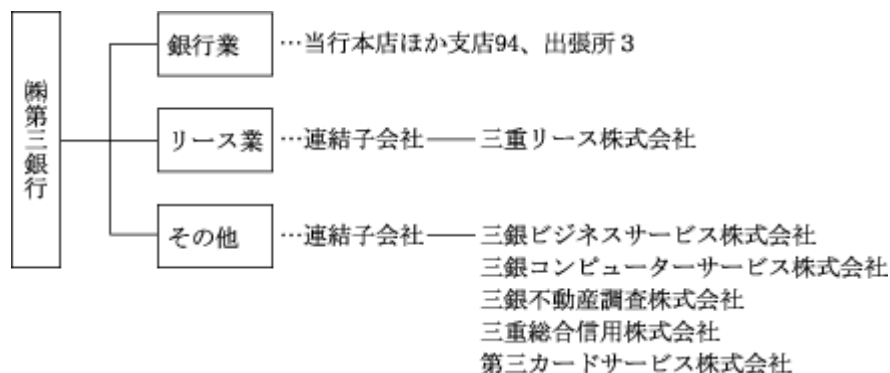
三銀コンピューターサービス株式会社においては、計算受託業務を行っております。

三銀不動産調査株式会社においては、担保不動産評価業務を行っております。

三重総合信用株式会社においては、信用保証業務を行っております。

第三カードサービス株式会社においては、クレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 三銀ビジネス サービス株式 会社	三重県 松阪市	30	その他(現 金整 理 業 務)	100.00 (－) 〔－〕	4 (1)	－	預金取引関係 業務委託関係	提出会社の 建物の一部 を借用	－
三 銀 コ ン ピ ュ ー タ ー サ ー ビ ス 株 式 会 社	三重県 松阪市	20	その他(コ ン ピ ュ ー タ ー に よ る 計 算 受 託 業 務)	100.00 (－) 〔－〕	4 (2)	－	預金取引関係 業務委託関係	提出会社の 建物の一部 を借用	－
三銀不動産調 査株式会社	三重県 松阪市	20	その他(担 保不動産評 価業務)	100.00 (－) 〔－〕	4 (1)	－	預金取引関係 業務委託関係	提出会社の 建物の一部 を借用	－
三重総合信用 株式会社	三重県 松阪市	40	その他(信 用 保 証 業 務)	28.75 (23.75) [43.75]	4 (0)	－	預金取引関係 保証関係	－	－
第三カード サービス株式 会社	三重県 松阪市	60	その他(ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 務)	76.25 (71.25) [23.75]	4 (0)	－	預金取引関係 金銭貸借関係 保証関係	－	－
三重リース株 式会社	三重県 松阪市	80	リース業	56.87 (51.87) [19.00]	4 (1)	－	預金取引関係 金銭貸借関係 リース取引関 係	－	－

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記連結子会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。
3. 上記連結子会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
6. 三重リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えておりますが、セグメント情報の経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。)の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	1,399 [561]	18 [7]	76 [57]	1,493 [625]

- (注) 1. 従業員数は、執行役員、嘱託及び臨時従業員782人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,399 [561]	39.5	16.6	5,992

- (注) 1. 従業員数は、執行役員、嘱託及び臨時従業員690人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、第三銀行従業員組合及び第三銀行労働組合と称し、組合員数は第三銀行従業員組合4人、第三銀行労働組合1,057人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1)経営理念

当行は「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」「逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行」「個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行」を経営理念として掲げ、次のような考え方のもとに株主様、お客様、地域の皆様をはじめとする社会から強く支持される経営の実践に努めております。

・地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行

これは当行の社会的使命を表わしたものです。私たちを生み育てていただいた地域社会と、そこに住む人々に報いる気持ちを常に持ち、地域経済・文化の発展や豊かさの向上のために奉仕し、貢献していくことに努力してまいります。同時にコンプライアンスを重視し、実践していくことで社会からの信頼にお応えしてまいります。また、今後ますます多様化するニーズを先取りして十分なサービスを提供することにより、みなさまに親しまれ愛される地域のベストバンクを目指します。

・逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行

これは当行のあるべき姿を表わしたものです。金融自由化の進展等、環境の変化に対して勇気と活力、豊かな創造力と企画力をもってこれに対応してまいります。バイタリティーと時代の変化に即応する柔軟性、創造力をもって多様化するお客様のニーズにお応えしながら、強固にかつ、着実に発展する地域のベストバンクを目指します。

・個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行

これは当行の行員と職場のあるべき姿を表わしたものです。行員一人一人の個性を尊重し、互いに良い点を育て伸ばし、生き生きとした明るい、そして仕事のやり甲斐のある職場を築いていこうというものです。そのため、組織の中で自らの役割と責任を自覚し、組織と規律を重んじコンプライアンスを実践するとともに、気配りや心づかいを大切にした職場作りを目指します。

(2)当期の概況

当期の国内経済は、前半は好調な企業収益や消費の伸びを背景に、景気は緩やかに回復しましたが、後半は新興国経済の減速の影響などから、回復に鈍化の兆しがみられました。

需要項目別にみると、輸出は、前半は好調な米国景気や円安を背景に緩やかに持ち直しましたが、後半は中国向け輸出減少の影響などから伸び悩みました。

内需をみると、個人消費は、雇用・所得環境が改善したことに加え、インバウンド消費の増加もあり緩やかに回復しましたが、後半にかけては家計での節約志向が強まったことから弱い動きがみられました。住宅着工は、消費増税による駆け込み需要の反動減の影響から回復し、増加基調で推移しました。一方、経済対策で追加された公共事業の執行も一巡したこと、公共投資は緩やかな減少が続きました。

このような情勢のもと、鉱工業生産は、前半は内需の回復を受けて概ね増加基調で推移しましたが、後半は需要の弱さがみられ、在庫増も目立ったことなどから企業の生産活動に足踏みがみられました。雇用情勢は、有効求人倍率は1倍を超え労働力需給は引き締まった状況が続きました。完全失業率も3%台前半の低い水準で推移しました。

物価動向については、国内企業物価は原油価格下落の影響により前年同月比マイナスが続きました。消費者物価（生鮮食品を除く）も低下し続け、昨年8月には前年同月比マイナスに転じました。後半にかけても0%近傍の低い水準で推移しました。

なお、三重県内の鉱工業生産は、前半は概ね横ばいでしたが、後半は持ち直しました。雇用情勢は、有効求人倍率が全国水準を上回って推移するなど改善しました。

金融情勢については、米国FRBは、昨年12月に政策金利の引き上げを決定しました。一方、日銀は2%の「物価安定の目標」をできるだけ早期に実現するため、1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定しました。このような状況のもと、2月に無担保コール翌日物金利は、マイナス金利での取引が成立しました。長期金利（新発10年物国債利回り）についても、マイナス金利導入の影響に加え、世界の金融市場でリスク回避の動きが強まったことから日本国債が買われ、2月に初めてマイナス圏に突入しました。

また、円相場（対米ドル相場）は、前半は円安基調で推移しましたが、年明け以降に世界経済の先行き懸念などから安全資産とされる円に資金が向かい、2月には一時110円台まで円高が進行しました。その後、期末にかけては112円前後で推移しました。

このような経営環境のもと、株主ならびに取引先の皆様方のご支援をいただきながら、役職員一同総力を結集して業績の向上と確固たる経営基盤の拡充に努めました結果、次のような業績となりました。

預金につきましては、期中60億円増加し、当期末残高は1兆7,824億円となりました。貸出金につきましては、期中258億円増加し、当期末残高は1兆2,462億円となりました。有価証券につきましては、期中10億円増加し、当期末残高は6,090億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は役務取引等収益は増加したものの、資金運用収益及び有価証券売却益が減少したことなどから、前連結会計年度に比べ2億91百万円減少し、395億82百万円となりました。

一方、経常費用は、営業経費が減少したものの、有価証券売却損が増加したことなどから、前連結会計年度に比べ5億35百万円増加し、330億27百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度に比べ8億26百万円減少し、65億54百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ4億5百万円減少し、37億44百万円となりました。

セグメントごとの情報につきましては、銀行業における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ5億79百万円減少し、340億53百万円となり、セグメント利益は9億68百万円減少し、59億26百万円となりました。リース業における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度比2億円増加し、55億92百万円となり、セグメント利益は57百万円減少し、2億50百万円となりました。その他における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ50百万円減少し、15億87百万円となり、セグメント利益は60百万円増加し、3億79百万円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引受入担保金や借入金が増加したことなどから485億6百万円のプラス（前連結会計年度比416億19百万円増加）となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が売却及び償還による収入を上回ったことなどから99億70百万円のマイナス（前連結会計年度比69億94百万円減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどから23億13百万円のマイナス（前連結会計年度比10億78百万円減少）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ362億21百万円増加し、1,206億2百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門の資金運用収支が前連結会計年度比7百万円増加、国際業務部門の資金運用収支が2億89百万円減少したため、合計で前連結会計年度比2億83百万円減少して234億21百万円となりました。また、役務取引等収支は、合計で前連結会計年度比4億20百万円増加して44億47百万円となり、その他業務収支は合計で前連結会計年度比9億円減少して4億64百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	22,073	1,630	—	23,704
	当連結会計年度	22,080	1,341	—	23,421
うち資金運用収益	前連結会計年度	24,444	1,810	△159	26,095
	当連結会計年度	24,367	1,529	△172	25,724
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,370	180	△159	2,391
	当連結会計年度	2,286	187	△172	2,302
役務取引等収支	前連結会計年度	4,000	27	—	4,027
	当連結会計年度	4,421	26	—	4,447
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,116	39	—	6,155
	当連結会計年度	6,682	38	—	6,721
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,116	11	—	2,128
	当連結会計年度	2,261	11	—	2,273
その他業務収支	前連結会計年度	892	471	—	1,364
	当連結会計年度	345	118	—	464
うちその他業務収益	前連結会計年度	962	471	—	1,434
	当連結会計年度	846	118	—	964
うちその他業務費用	前連結会計年度	70	—	—	70
	当連結会計年度	500	—	—	500

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度2百万円、当連結会計年度3百万円)を控除して表示しております。
3. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

① 国内業務部門

国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比421億65百万円増加して1兆8,441億42百万円となりました。資金運用利回りは、前連結会計年度比0.03ポイント低下して1.32%となりました。

一方、国内業務部門の資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比412億円19百万円増加して1兆8,117億41百万円となりました。資金調達利回りは、前連結会計年度比0.01ポイント低下して0.12%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(84,947) 1,801,977	(159) 24,444	1.35
	当連結会計年度	(94,499) 1,844,142	(172) 24,367	1.32
うち貸出金	前連結会計年度	1,178,361	18,959	1.60
	当連結会計年度	1,214,426	18,306	1.50
うち商品有価証券	前連結会計年度	976	11	1.15
	当連結会計年度	928	10	1.08
うち有価証券	前連結会計年度	498,943	5,256	1.05
	当連結会計年度	480,607	5,808	1.20
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	7,109	11	0.16
	当連結会計年度	10,601	15	0.14
うち預け金	前連結会計年度	31,639	30	0.09
	当連結会計年度	43,078	42	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,770,522	2,370	0.13
	当連結会計年度	1,811,741	2,286	0.12
うち預金	前連結会計年度	1,732,735	2,073	0.11
	当連結会計年度	1,754,694	1,999	0.11
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	3,268	2	0.08
	当連結会計年度	5,234	2	0.05
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2,712	0	0.01
うち借入金	前連結会計年度	24,980	166	0.66
	当連結会計年度	39,953	157	0.39

- (注) 1. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引であります。
3. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度2,263百万円、当連結会計年度2,644百万円)及び利息(前連結会計年度2百万円、当連結会計年度3百万円)を控除して表示しております。
4. ()内は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比80億5百万円増加して1,027億24百万円となりました。資金運用利回りは、前連結会計年度比0.43ポイント低下して1.48%となりました。

一方、国際業務部門の資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比72億7百万円増加して1,023億54百万円となりました。資金調達利回りは、前連結会計年度比横ばいの0.18%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	94,719	1,810	1.91
	当連結会計年度	102,724	1,529	1.48
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	92,270	1,801	1.95
	当連結会計年度	100,053	1,522	1.52
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(84,947) 95,147	(159) 180	0.18
	当連結会計年度	(94,499) 102,354	(172) 187	0.18
うち預金	前連結会計年度	10,190	20	0.20
	当連結会計年度	7,844	15	0.20
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	1	0	0.28
	当連結会計年度	1	0	0.60
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。
2. ()内は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
3. 国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,896,696	△84,947	1,811,749	26,255	△159	26,095	1.44
	当連結会計年度	1,946,866	△94,499	1,852,366	25,896	△172	25,724	1.38
うち貸出金	前連結会計年度	1,178,361	—	1,178,361	18,959	—	18,959	1.60
	当連結会計年度	1,214,426	—	1,214,426	18,306	—	18,306	1.50
うち商品有価証券	前連結会計年度	976	—	976	11	—	11	1.15
	当連結会計年度	928	—	928	10	—	10	1.08
うち有価証券	前連結会計年度	591,213	—	591,213	7,057	—	7,057	1.19
	当連結会計年度	580,661	—	580,661	7,330	—	7,330	1.26
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	7,109	—	7,109	11	—	11	0.16
	当連結会計年度	10,601	—	10,601	15	—	15	0.14
うち預け金	前連結会計年度	31,639	—	31,639	30	—	30	0.09
	当連結会計年度	43,078	—	43,078	42	—	42	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,865,669	△84,947	1,780,722	2,550	△159	2,391	0.13
	当連結会計年度	1,914,096	△94,499	1,819,596	2,474	△172	2,302	0.12
うち預金	前連結会計年度	1,742,925	—	1,742,925	2,093	—	2,093	0.12
	当連結会計年度	1,762,539	—	1,762,539	2,015	—	2,015	0.11
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	3,269	—	3,269	2	—	2	0.08
	当連結会計年度	5,236	—	5,236	2	—	2	0.05
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,712	—	2,712	0	—	0	0.01
うち借入金	前連結会計年度	24,980	—	24,980	166	—	166	0.66
	当連結会計年度	39,953	—	39,953	157	—	157	0.39

(注) 1. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2. 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度2,263百万円、当連結会計年度2,644百万円)及び利息(前連結会計年度2百万円、当連結会計年度3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内部門・国際部門別役務取引の状況

役務取引等収益は前連結会計年度比 5 億66百万円増加して67億21百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比 1 億45百万円増加して22億73百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,116	39	—	6,155
	当連結会計年度	6,682	38	—	6,721
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,665	—	—	1,665
	当連結会計年度	1,816	—	—	1,816
うち為替業務	前連結会計年度	1,182	36	—	1,218
	当連結会計年度	1,171	35	—	1,206
うち証券関連業務	前連結会計年度	921	—	—	921
	当連結会計年度	873	—	—	873
うち代理業務	前連結会計年度	1,595	—	—	1,595
	当連結会計年度	2,074	—	—	2,074
うち保護預り・ 貸金庫業務	前連結会計年度	101	—	—	101
	当連結会計年度	101	—	—	101
うち保証業務	前連結会計年度	650	2	—	653
	当連結会計年度	645	3	—	648
役務取引等費用	前連結会計年度	2,116	11	—	2,128
	当連結会計年度	2,261	11	—	2,273
うち為替業務	前連結会計年度	235	11	—	247
	当連結会計年度	230	11	—	242

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 国内、国際部門における相殺消去額はありません。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,767,209	9,246	1,776,456
	当連結会計年度	1,775,648	6,823	1,782,472
うち流動性預金	前連結会計年度	728,828	—	728,828
	当連結会計年度	749,801	—	749,801
うち定期性預金	前連結会計年度	1,032,401	—	1,032,401
	当連結会計年度	1,020,905	—	1,020,905
うちその他	前連結会計年度	5,980	9,246	15,226
	当連結会計年度	4,941	6,823	11,765
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
総合計	前連結会計年度	1,767,209	9,246	1,776,456
	当連結会計年度	1,775,648	6,823	1,782,472

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,220,455	100.00	1,246,266	100.00
製造業	137,696	11.28	136,984	10.99
農業、林業	3,337	0.27	3,402	0.27
漁業	2,185	0.18	2,019	0.16
鉱業、採石業、砂利採取業	135	0.01	655	0.05
建設業	71,606	5.87	71,250	5.72
電気・ガス・熱供給・水道業	18,553	1.52	20,458	1.64
情報通信業	8,900	0.73	8,412	0.68
運輸業、郵便業	42,023	3.44	41,040	3.29
卸売業、小売業	110,743	9.07	105,548	8.47
金融業、保険業	88,692	7.27	92,803	7.45
不動産業、物品賃貸業	190,668	15.62	209,662	16.82
各種サービス業	122,654	10.05	128,250	10.29
地方公共団体	92,458	7.58	91,300	7.33
その他	330,799	27.11	334,476	26.84
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,220,455	—	1,246,266	—

(注) 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	235,854	—	235,854
	当連結会計年度	227,128	—	227,128
地方債	前連結会計年度	63,895	—	63,895
	当連結会計年度	68,193	—	68,193
社債	前連結会計年度	125,268	—	125,268
	当連結会計年度	128,791	—	128,791
株式	前連結会計年度	34,630	—	34,630
	当連結会計年度	33,186	—	33,186
その他の証券	前連結会計年度	42,661	105,673	148,335
	当連結会計年度	52,424	99,300	151,724
合計	前連結会計年度	502,310	105,673	607,984
	当連結会計年度	509,723	99,300	609,024

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成28年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.38
2. 連結における自己資本の額	1,002
3. リスク・アセットの額	10,675
4. 連結総所要自己資本額	427

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成28年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	9.21
2. 単体における自己資本の額	969
3. リスク・アセットの額	10,517
4. 単体総所要自己資本額	420

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42	33
危険債権	190	175
要管理債権	12	13
正常債権	12,105	12,364

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

今後の国内景気については、円安による景気押し上げ効果が薄れてくるものの、設備投資や住宅着工の伸びが高まることで、徐々に持ち直していくと予想されます。

一方、金融機関間の競争がますます激化していることに加え、日本銀行の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、私ども地域金融機関を取り巻く経営環境は、一段と厳しい状況にあります。

こうした中、当行では、平成27年度より「新世紀第2次中期経営計画“ジャンプ アップ！”～お客様とともに～飛躍のステージver.2」をスタートさせております。この計画では、収益力の強化を最大のテーマと位置付けたうえで、ビジョンとして「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」を掲げ、当行の有する店舗ネットワーク、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、あらゆるネットワークを各地域の商流に活用することにより、地域の皆様の成長・発展をサポートし、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

具体的には、8つの地区営業部体制のもと、地域特性に応じたきめ細かい営業戦略を策定・推進するとともに、様々なライフステージにある中小規模事業者等の皆様の事業内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）したうえで、これらを踏まえたソリューション営業の推進など、コンサルティング機能を最大限発揮することにより、より密接で安定的な取引基盤の確立・強化を図ってまいります。

加えて、企業ニーズ等の収集・蓄積を通じて、当行のネットワークに流れる情報の質と量の向上を図ることで、お客様の販路拡大など、本業支援に係る取組を強化し、地域経済の発展に貢献してまいります。

また、地域の個人のお客様に対しては、営業チャネルやサービス内容をさらに拡充し、多様化する様々なニーズに的確に対応してまいります。

このほか、「まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト」を通じて、地方自治体との連携を図り、地方版総合戦略の策定に参画するとともに、当行の特色であり強みでもある広域ネットワークを駆使して情報の提供、分析、提案を実施してまいりました。今後は、地方版総合戦略の着実な実現に向け、積極的に地方創生に貢献してまいります。また、伊勢志摩サミットの経済効果を三重県全体に波及させるため、さらには一過性のものとしないうちに、関連する事業への支援を通じて地域経済活性化に取り組んでまいります。

また、昨年6月に監査等委員会設置会社へ移行し、監査・監督機能の強化を図るとともに、取締役会の権限を執行部門へ委譲することで、業務執行の意思決定の迅速性と機動性の向上を図りました。今後ともコーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上に努めてまいります。

以上のとおり、「新世紀第2次中期経営計画」のビジョンである「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」の着実な実現を図るため、全員営業のもと、役職員一同総力を結集していく所存です。

第三銀行グループ全体といたしましても、積極的に業務の見直しを行うなどグループ全体の効率化を図るとともに、より質の高いサービスの提供を目指し、地域経済の発展にグループの総力を結集していく所存です。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

また、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

1. リスク管理体制

当行は、取締役会で決議されたリスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等各種リスクの管理についての基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置しています。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、各種リスクについて各管理担当部署を定め適正な管理を実施しております。これらを統合的に管理するため管理方針及び管理規定を定めるとともに、統合的なリスク管理部署としてリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクを管理・統合する体制を整備しています。

2. 当行が対応すべきリスク

当行が管理すべき重要なリスクを挙げると、次の6つのリスクがあります。

- (1) 信用リスク……取引先が倒産等により債務を履行できなくなるリスクです。
- (2) 市場関連リスク…金利や為替、株式などで相場等の市場リスク要因が変動することにより、金融商品の時価が変動するリスクです。
- (3) 流動性リスク……手許資金が減少し、取引の決済に支障をきたすようなリスクと、市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり、解消することができないリスクです。
- (4) 事務リスク……事務処理上のミスや事故等のトラブルから生じるリスクです。
- (5) システムリスク…コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより被るリスクです。
- (6) 法務リスク……法令等違反、各種取引上の法律関係における不確実性、解釈の相違及び不完全な認識により損失を被るリスクです。

3. リスクの顕在化による財務面への影響

上記リスクが顕在化した場合には、当行の財務の状態に次のような影響を及ぼす可能性があります。

(1) 信用リスク

①不良債権の状況

当行は不良債権を抱えておりますが、不良債権の縮小を図るため、償却、引当の強化、オフバランス化の促進等組織をあげて取り組んでおります。しかしながら、日本の景気の動向、不動産価格の変動及び当行融資先の経営状況の変動等によって、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績及び財務状態に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

②貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提・見積りを上回り、貸倒引当金が不十分となるおそれがあります。また、経済、景気全般の悪化により設定した前提・見積りを変更せざるを得なくなり、あるいは担保価値の下落その他の予想し得ない理由により、当行が貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

(2) 市場関連リスク

当行は、国債等を中心として株式を含む有価証券への投資業務を行っておりますので、当行の業績及び財務状態はこのような投資業務に伴うリスクにさらされております。リスクとしては、金利、為替レート、株価及び債券相場の変動等があげられます。例えば、金利が急上昇した場合、当行が保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を与えるとともに自己資本比率の低下を招くおそれもあります。

(3) 流動性リスク

悪質な風評が発生し短期間に大量の預金が払い出されることにより、手許資金が不足し取引の決済に支障をきたしたり、あるいは市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり解消することができない場合、予想しない資金調達費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事務リスク

事務処理やシステム上のトラブルから、予想しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムリスク

自行や他行のコンピュータの故障によるトラブルから、予想しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法務リスク

法律に反する行為、不適切な内容の契約の締結等から、経済的損失が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. その他のリスク

上記6つの重要なリスクに加え、当行には財務面に影響を与えるリスクとして次のようなリスクがあります。

(1) 自己資本比率に係るリスク

当行は海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合は、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなり、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当行の自己資本比率に影響を与える要因には、当行が管理すべき6つのリスクの顕在化による影響以外に、次の事項が考えられます。

- ①繰延税金資産の算出における予測・仮定と実際の結果との乖離が発生する状況
- ②自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ③その他の不利益な展開

(2) 繰延税金資産に関わるリスク

繰延税金資産は、様々な予測・仮定に基づき、将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積もって計算していますが、実際の結果が前提とした予測・仮定と異なる場合があります。その結果、繰延税金資産の一部、または全部が回収できないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法人税率が引き下げられた場合、繰延税金資産の減額が生じ、短期的には当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務に関わるリスク

年金資産の運用利回りが低下した場合や、予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付費用が増加し、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 規制変更に関わるリスク

当行は、銀行法をはじめ、現時点の法令・規制等に従い業務を遂行しておりますが、将来的に、法律・規制等の変更が行われた場合、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 風評リスク

市場や顧客の間で、当行に対する否定的な風評が流布された場合、資金調達が困難になるなど、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 営業基盤とする地域経済が低迷するリスク

当行は、東海・近畿地域を主たる営業基盤としております。そのため、これらの地域経済が低迷した場合には、取引先の信用状況の悪化や担保価値の低下等により信用コストが増加し、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 災害等のリスク

大規模な地震や台風等の自然災害により建物等が損壊する等の想定外の被害を受けた場合、あるいは新型インフルエンザ等の感染力の強い疫病の流行により業務運営に支障が生じた場合には、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 格付低下のリスク

当行では、外部格付機関による格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、資本や資金調達において条件の悪化等が生じ、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 公的資金に伴うリスク

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しておりますが、特定の目標値に対する実績が一定水準に達していない場合等には、金融庁から業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

また、公的資金である優先株式が普通株式に転換された場合、当行の発行済み普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じる可能性があります。

(10) 情報漏洩に関わるリスク

当行は、情報管理に関する諸規程を定め、態勢の整備を行うとともに役職員に対する教育、セキュリティ対策といった情報漏洩防止策を講じております。しかしながら、役職員及び委託先の人為的ミス・事故等や外部者の不正アクセス等により、お客様に関する情報が外部に漏洩した場合、お客様からの損害賠償請求や社会的信用の失墜などにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 業務の外部委託によるリスク

当行は、様々な業務を外部委託するにあたり、外部委託に関する諸規程を定め、委託先の選定及び監督を適切に行うように努めておりますが、委託先において重要な業務の遂行に支障を来す事態が発生した場合、当行の業務運営に支障を来し、財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 金融犯罪の発生に関わるリスク

キャッシュカードの偽造、盗難をはじめとする金融犯罪が少なからず発生しております。当行ではＩＣキャッシュカードの発行等セキュリティ強化に努めておりますが、金融犯罪の高度化等から、その対策費用や被害を受けたお客様への補償等により、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

当連結会計年度の財政状態および経営成績の分析は、以下のとおりであります。

＜損益の概要（連結）＞

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	29,095	28,333	△762
資金利益	23,704	23,421	△283
役務取引等利益	4,027	4,447	420
その他業務利益	1,364	464	△900
営業経費	22,053	21,358	△695
貸倒償却引当費用	1,227	1,156	△71
一般貸倒引当金繰入額	△1,658	△359	1,299
不良債権処理額	2,891	1,521	△1,370
貸出金償却	20	8	△12
個別貸倒引当金繰入額	2,601	1,390	△1,211
偶発損失引当金繰入額	8	△9	△17
その他	259	132	△127
償却債権取立益	5	5	0
株式等関係損益	560	406	△154
株式等売却益	847	927	80
株式等売却損	286	470	184
株式等償却	—	50	50
その他の臨時損益	1,005	329	△676
経常利益	7,380	6,554	△826
特別損益	△79	△41	38
税金等調整前当期純利益	7,301	6,513	△788
法人税、住民税及び事業税	819	417	△402
法人税等調整額	1,943	1,994	51
法人税等合計	2,763	2,411	△352
当期純利益	4,537	4,101	△436
非支配株主に帰属する当期純利益	387	357	△30
親会社株主に帰属する当期純利益	4,149	3,744	△405

１．経営成績の分析

当連結会計年度の業務粗利益は、前連結会計年度に比べ７億62百万円減少し、283億33百万円となりました。その内訳は以下のとおりです。

資金利益は、預金利息等の資金調達費用は87百万円減少したものの、利回りの低下による貸出金利息の減少等により資金運用収益が３億71百万円減少したため、前連結会計年度に比べ２億83百万円減少しました。

役務取引等利益は、ソリューション業務関連や預かり資産関連の手数料が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ４億20百万円増加しました。

その他業務利益は、国債等債券損益が減少したことなどにより、前連結会計年度に比べ９億円減少しました。

また、営業経費については、主に物件費が減少したことを主因として、前連結会計年度に比べ６億95百万円減少し、213億58百万円となりました。

貸倒償却引当費用については、不良債権処理額は前連結会計年度に比べ13億70百万円減少しましたが、一般貸倒引当金繰入額の戻入が前連結会計年度に比べ12億99百万円減少しました。その結果、貸倒償却引当費用は前連結会計年度に比べ71百万円減少し、11億56百万円となりました。

株式等関係損益については、前連結会計年度に比べ１億54百万円減少し、４億６百万円となりました。また、その他の臨時損益は、前連結会計年度に比べ６億76百万円減少し、３億29百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ８億26百万円減少し、65億54百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ４億５百万円減少し、37億44百万円となりました。

２．財政状態の分析

（１）貸出金

貸出金は、銀行本体において、事業者向け貸出や住宅ローン等を推進したことなどから、前連結会計年度末比258億11百万円増加し１兆2,462億66百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
貸出金残高	1,220,455	1,246,266	25,811
うち住宅ローン残高	352,526	362,235	9,709

当行グループのリスク管理債権は、経営改善支援への取組みを着実に推進するとともに景況感が回復してきたことなどから、前連結会計年度末比23億39百万円減少し、226億42百万円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は、リスク管理債権額が減少したため、前連結会計年度末比0.23ポイント低下し、1.81%となりました。

○リスク管理債権の状況

		前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
リスク 管理債権	破綻先債権	523	499	△24
	延滞債権	23,198	20,804	△2,394
	３カ月以上延滞債権	526	657	131
	貸出条件緩和債権	732	680	△52
	合計	24,981	22,642	△2,339
貸出金残高（合計）		1,220,455	1,246,266	25,811

		前連結会計年度末 (%) (A)	当連結会計年度末 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
貸出金 残高比率	破綻先債権	0.04	0.04	0.00
	延滞債権	1.90	1.66	△0.24
	３カ月以上延滞債権	0.04	0.05	0.01
	貸出条件緩和債権	0.06	0.05	△0.01
	合計	2.04	1.81	△0.23

(2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比10億40百万円増加し、6,090億24百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
有価証券	607,984	609,024	1,040
国債	235,854	227,128	△8,726
地方債	63,895	68,193	4,298
社債	125,268	128,791	3,523
株式	34,630	33,186	△1,444
その他の証券	148,335	151,724	3,389

(3) 預金

預金は、前連結会計年度末比60億16百万円増加し、1兆7,824億72百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金残高	1,776,456	1,782,472	6,016
うち個人預金	1,395,315	1,388,845	△6,470

(4) 純資産の部

純資産の部は、親会社株主に帰属する当期純利益の積上げ等により利益剰余金は増加しましたが、その他有価証券評価差額金が減少したことなどから、前連結会計年度末比19億74百万円減少し1,124億92百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
純資産の部合計	114,466	112,492	△1,974
資本金	37,461	37,461	—
資本剰余金	32,694	32,681	△13
利益剰余金	12,591	15,016	2,425
自己株式	△1,065	△1,046	19
その他有価証券評価差額金	25,382	21,185	△4,197
土地再評価差額金	3,697	3,861	164
退職給付に係る調整累計額	△184	△929	△745
新株予約権	79	106	27
非支配株主持分	3,809	4,156	347

3. 連結自己資本比率（国内基準）

連結自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に基づき算出しております。

	当連結会計年度末 (百万円)
(1)連結自己資本比率 (2)/(3)	9.38%
(2)連結における自己資本の額	100,210
(3)リスク・アセットの額	1,067,589
(4)連結総所要自己資本額 (3)×4%	42,703

（ご参考）前連結会計年度末の自己資本比率

	前連結会計年度末 (百万円)
(1)連結自己資本比率 (2)/(3)	9.92%
(2)連結における自己資本の額	101,728
(3)リスク・アセットの額	1,025,254
(4)連結総所要自己資本額 (3)×4%	41,010

4. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引受入担保金や借入金が増加したことなどから485億6百万円のプラス（前連結会計年度比416億19百万円増加）となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が売却及び償還による収入を上回ったことなどから99億70百万円のマイナス（前連結会計年度比69億94百万円減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどから23億13百万円のマイナス（前連結会計年度比10億78百万円減少）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ362億21百万円増加し1,206億2百万円となり、手許流動性は十分確保されております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、顧客サービス機能の充実、セキュリティの強化及び一層の金融サービスの提供を目指し、店舗の整備と充実、事務合理化のための事務機器の投資も含めて、12億75百万円の設備投資を行いました。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、サブシステムの更新など利便性の向上に資する投資を行いました。その結果、当連結会計年度における設備投資額は8億98百万円となりました。

リース業の設備投資額は、リース資産の購入を中心に3億75百万円となりました。

その他の設備投資額は、事務機器等の購入・買替えを中心に1百万円となりました。

なお、当連結会計年度において、営業に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却撤去はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)

平成28年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当 行	—	本店他 63か店	三重県	銀行業	店舗	62,429 (8,963)	6,613	2,787	304	544	10,248	947
	—	東京支店	東京都	銀行業	店舗	—	—	4	1	3	9	10
	—	名古屋 支店他 17か店	愛知県	銀行業	店舗	13,936 (799)	4,526	561	75	132	5,295	212
	—	岐阜支店 他1か店	岐阜県	銀行業	店舗	756	134	18	4	9	166	16
	—	大阪支店 他5か店	大阪府	銀行業	店舗	5,019	2,881	185	24	32	3,124	68
	—	和歌山 支店 他4か店	和歌山 県	銀行業	店舗	3,579	608	357	21	27	1,015	51
	—	奈良支店 他1か店	奈良県	銀行業	店舗	1,744	443	34	4	12	494	23
	—	事務センター 他1か所	三重県 松阪市	銀行業	事務セ ンター	6,039 (1,781)	556	714	122	357	1,751	72
	—	垣鼻社宅他25 か所	三重県 松阪市 他	銀行業	社宅・ 寮	21,231	2,107	574	1	—	2,683	—
	—	テニスコート	三重県 松阪市	銀行業	厚生施 設	1,414 (1,414)	—	—	—	—	—	—
—	その他施設	三重県 松阪市 他	銀行業	—	9,325 (1,579)	125	64	4	—	193	—	

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
連 結 子 会 社	三重リース株式 会社	—	三重県 松阪市	リ ー ス 業	事務所	901	189	61	1,411	3	1,666	18
	三 銀 ビジネス サービス株式会 社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	—	—	—	1	41	42	37
	三銀コンピュー ターサービス株 式会社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	—	—	—	0	—	0	13
	三銀不動産調査 株式会社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	—	—	1	0	—	1	7
	三重総合信用株 式会社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	529	41	39	1	14	97	11
	第三カードサー ビス株式会社	—	三重県 松阪市	その他	事務所	—	—	1	0	—	1	8

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め131百万円であります。
3. 動産は、事務機械1,534百万円、その他431百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備126か所は、上記に含めて記載しております。
5. 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その年間賃貸料は土地16百万円、建物25百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	本店他	三重県松阪市他	—	銀行業	事務機器等	426	—	自己資金	平成28年4月	平成28年9月
当行	津駅西支店	三重県津市	建替	銀行業	店舗	170	72	自己資金	平成27年10月	平成28年6月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

重要な設備の売却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
A種優先株式	700,000,000
計	700,000,000

(注) 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会、普通株主およびA種優先株主に係る各種類株主総会において、普通株式およびA種優先株式について10株を1株の割合で併合する旨、および株式併合の効力発生日(平成28年10月1日)をもって、発行可能株式総数が700,000,000株から70,000,000株に変更する旨の定款変更が承認可決されております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,358,000	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株で あります。
A種優先株式 (注) 1	60,000,000	同左	非上場	(注) 2, 3, 4
計	244,358,000	同左	—	—

(注) 1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8号に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲でA種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注)4に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項及び当行の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

3. A種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注)4に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

4. 単元株式数は1,000株であり、議決権はありません。また、A種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

5. 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会、普通株主およびA種優先株主に係る各種類株主総会において、株式併合の効力発生日(平成28年10月1日)をもって、普通株式およびA種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の定款変更が承認可決されております。

(1) A種優先配当金

当行は、定款第40条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当率

A種優先配当率＝初年度A種優先配当金÷A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率

A種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当行は、定款第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

A種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

平成24年10月1日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ、A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ、(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ、上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ、上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ、上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト、取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、下記②に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(6)③に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10)普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年6月22日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	1,403個（注1）	1,403個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	140,300株（注2）	140,300株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月9日～ 平成54年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 132円 資本組入額 66円	同左
新株予約権の行使の条件	（注3）	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行の取締役会 の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	（注4）	（注4）

平成25年6月21日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	1,730個（注1）	1,730個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	173,000株（注2）	173,000株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月9日～ 平成55年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 144円 資本組入額 72円	同左
新株予約権の行使の条件	（注3）	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当行の取締役会 の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	（注4）	（注4）

平成26年6月20日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	1,709個(注1)	1,709個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	170,900株(注2)	170,900株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月9日～ 平成56年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 159円 資本組入額 80円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

平成27年6月24日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	1,877個(注1)	1,877個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	187,700株(注2)	187,700株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月11日～ 平成57年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 189円 資本組入額 95円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債

120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（平成26年1月29日発行）		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	6,989個	6,989個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	33,927,184株（注1）	33,927,184株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	206円（注2、3）	206円（注2、3）
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日～ 平成31年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注4）	（注4）
新株予約権の行使の条件	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	（注6）	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	（注7）
新株予約権付社債の残高	6,989百万円	6,989百万円

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初206円とする。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう(ただし、下記7.「当行が組織再編成行為を伴う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)
- ただし、転換価額は本欄第3項に定めるところにより調整されることがある。

3. 転換価額の調整

- (1) ① 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価(本項第(3)号③に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」という。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) ① 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に5を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る下記に定める比率（当行が当行の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成27年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成28年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成29年3月31日に終了する事業年度	2.07
平成30年3月31日に終了する事業年度	2.49
平成31年3月31日に終了する事業年度	2.99

③ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(3) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(1)号②(ニ)の場合は当該基準日）、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

④ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(1)号又は第(4)号に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数を含まないものとする。

(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当行が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 本号①のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(1)号②(ニ)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める本新株予約権の行使請求により当行が交付する当行普通株式の数で除して得られる金額となる。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。

6. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

7. 当行が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

1 当行は、当行が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。）は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本欄第2項に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

2 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、(注)3に準じた調整を行う。

(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(6) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当行が行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) その他の承継新株予約権の行使の条件

当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(9) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成28年1月1日から 平成28年3月31日まで)	第107期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年8月31日(注)1	—	184,358	—	22,461	△17,761	—
平成21年9月30日(注)2	60,000	244,358	15,000	37,461	15,000	15,000

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

2. 第三者割当(A種優先株式)

発行株数 60,000千株
発行価格 500円
資本組入額 250円
割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

平成29年3月31日現在

区分		株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
		政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
						個人以外	個人			
普通 株式	株主数 (人)	—	60	28	967	80	4	7,265	8,404	—
	所有株式数 (単元)	—	87,842	1,993	39,541	9,247	8	44,982	183,613	745,000
	所有株式数 の割合(%)	—	47.84	1.09	21.53	5.04	0.00	24.50	100	—
A種 優先 株式	株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
	所有株式数 (単元)	—	60,000	—	—	—	—	—	60,000	—
	所有株式数 の割合(%)	—	100	—	—	—	—	—	100	—

(注) 1. 自己株式2,906,242株は、「個人その他」に2,906単元、「単元未満株式の状況」に242株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

①所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成28年3月31日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	60,000	24.55
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	20,762	8.49
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,919	4.46
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,721	3.15
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	6,369	2.60
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,998	2.04
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	1.53
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,696	1.10
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,600	1.06
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.02
計	—	122,319	50.05

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,762千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	10,919千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,696千株

2. 当行は、自己株式2,906千株を所有しており、発行済株式総数に対する当該自己株式数の割合は1.18%であります。

②所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	平成28年3月31日現在
			総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	20,762	11.48
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,919	6.04
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,721	4.27
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	6,369	3.52
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,998	2.76
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	2.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,696	1.49
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,600	1.43
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.38
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地	1,869	1.03
計	—	64,186	35.51

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,762個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	10,919個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,696個

2. 上記①所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成28年3月31日現在
			総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	60,000	—
計	—	60,000	—

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	平成28年3月31日現在
			内容
無議決権株式	A種優先株式 60,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,906,000	—	権利内容に何ら限定のない当行にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 180,707,000	180,707	同上
単元未満株式	普通株式 745,000	—	同上
発行済株式総数	244,358,000	—	—
総株主の議決権	—	180,707	—

- (注) 1. A種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。
2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれてお
ります。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。
3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が242株含まれております。

② 【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	平成28年3月31日現在
					発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	2,906,000	—	2,906,000	1.18
計	—	2,906,000	—	2,906,000	1.18

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は、株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。その制度内容は、以下のとおりであります。

①平成24年6月22日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役9名、執行役員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

②平成25年6月21日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成25年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役9名、執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

③平成26年6月20日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成26年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)9名、執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

④平成27年6月24日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)9名、執行役員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

④平成28年6月24日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）9名、執行役員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
株式の数	225,300株 [募集事項]（4）に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
新株予約権の行使期間	[募集事項]（8）に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項]（11）に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項]（10）に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項]（13）に記載しております。

決議された新株予約権の募集要項については次のとおりであります。

[募集事項]

（1）新株予約権の名称

株式会社第三銀行 第5回株式報酬型新株予約権

（2）新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く） 9名 1,757個

当行の執行役員 8名 496個

（3）新株予約権の総数 2,253個

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（4）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（5）新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

（6）新株予約権の割当日

平成28年8月8日

（7）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

（8）新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月9日から平成58年8月8日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(12) 新株予約権の取得に関する事項

①新株予約権者が権利行使をする前に、前記(11)の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4)に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権を行使することができる期間

前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(8)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑦新株予約権の取得に関する事項

前記(12)に準じて決定する。

(14) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約証券の不発行

当行は新株予約権に係る新株予約証券を発行しない。

(16) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

三重県松阪市京町510番地

株式会社第三銀行 本店営業部

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	18,188	3,471,001
当期間における取得自己株式	303	50,298

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(ストック・オプション権利行使)	60,600	21,876,600	—	—
その他(新株予約権付社債の行使請求)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,906,242	—	2,906,545	—

(注) 当期間の「保有自己株式数」には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの買取による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業という公共性に鑑み、長期にわたり安定的な経営基盤の拡充のため、内部留保の充実による自己資本の向上と安定的な配当の継続を基本方針としております。内部留保につきましては、IT投資によるお客様へのサービス向上ならびに経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

この方針に沿い、当期の普通株式の配当につきましては、安定的な配当の継続を第一義として1株当たり5円とさせていただきます。また、A種優先株式につきましては、定款及び発行要項の定めに従った配当をいたしました。

なお、次期の普通株式の配当につきましては、基本方針に沿い、年間配当金を1株当たり5円とさせていただく予定です。

今後も、安定的な配当の継続を第一義として引き続き財務体質の強化に努め、かつ、銀行の社会的使命を全うしながら、株主各位のご期待に添うよう努めてまいります。

また、配当の回数につきましては、期末配当に一本化し、年1回の配当とさせていただく方針としております。

当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関につきましては、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	5.00
	A種優先株式	385	6.42

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

①普通株式

回次	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	217	196	189	213	205
最低(円)	154	132	144	163	133

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

②A種優先株式

A種優先株式は、非上場であるため該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

①普通株式

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	184	191	185	179	164	162
最低(円)	177	177	173	160	133	140

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

②A種優先株式

A種優先株式は、非上場であるため該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性13名 女性0名 （役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		谷 川 憲 三	昭和17年12月13日生	昭和40年4月 59年6月 60年6月 平成元年7月 4年6月 5年7月 9年3月 9年6月 12年6月 13年6月 20年6月 24年5月 24年6月	大蔵省入省 国際金融局企画課長 近畿財務局総務部長 青森県副知事 関東財務局長 公営企業金融公庫理事 当行顧問 専務取締役 取締役副頭取 取締役頭取 取締役会長 取締役会長兼頭取 取締役会長(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 122
取締役頭取 兼執行役員 (代表取締役)		岩 間 弘	昭和29年9月13日生	昭和52年4月 平成10年1月 12年6月 13年6月 15年6月 16年6月 19年6月 22年6月 24年6月	当行入行 石薬師支店長 亀山支店長 営業本部営業統括部営業企画グループ長 総合企画部長 執行役員総合企画部長 取締役兼執行役員総合企画部長 常務取締役兼執行役員 取締役頭取兼執行役員(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 102
常務取締役 兼執行役員		井 口 篤	昭和30年11月8日生	昭和53年4月 平成15年6月 17年6月 20年6月 21年6月 22年6月 24年6月 25年6月	当行入行 総合企画部次長 リスク管理部長 営業本部営業企画部長 執行役員営業本部営業企画部長 執行役員総合企画部長 取締役兼執行役員総合企画部長 常務取締役兼執行役員(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 68
常務取締役 兼執行役員	融資本部長	藤 田 隆 弘	昭和32年9月14日生	昭和55年4月 平成10年1月 13年10月 19年6月 20年6月 21年8月 22年6月 24年6月 26年6月 27年6月	当行入行 戸田支店長 平田駅前支店長 営業本部営業企画部長 営業本部法人推進部長 システム企画部長 執行役員システム企画部長 取締役兼執行役員システム企画部長 取締役兼執行役員事務統括部長 常務取締役兼執行役員(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 68

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 兼執行役員	営業本部長	浅 野 章	昭和33年1月25日生	昭和55年4月 平成10年1月 19年6月 21年8月 23年6月 24年6月 25年6月 26年6月 26年8月 28年6月	当行入行 榎原支店長 桑名支店長 名古屋支店長 営業本部法人推進部長 執行役員審査部長 執行役員営業本部副本部長 取締役兼執行役員営業本部副本部長 取締役兼執行役員営業本部地区営業部長兼本店営業部長 常務取締役兼執行役員(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 24
取締役 兼執行役員	営業本部地区 営業部長兼 本店営業部長	北 村 晶	昭和32年1月24日生	昭和54年4月 平成11年1月 13年6月 18年4月 20年6月 25年11月 26年6月 28年6月	当行入行 櫛田支店長 久居支店長 営業本部営業統括グループ長 リスク管理部長 営業本部法人推進部長 取締役監査部長 取締役兼執行役員営業本部地区営業部長兼本店営業部長(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 56
取締役	監査部長	坂 本 康 隆	昭和34年4月23日生	昭和57年4月 平成13年10月 21年8月 25年1月 25年6月 26年8月 27年6月 28年6月	当行入行 千里支店長 桑名支店長 経営戦略プロジェクトリーダー (部長待遇) 執行役員経営戦略プロジェクト リーダー 執行役員営業本部副本部長 取締役兼執行役員事務統括部長 取締役監査部長(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 40
取締役 兼執行役員	融資本部 副本部長兼 企業支援部長	川 村 和 弘	昭和33年2月8日生	昭和51年4月 13年1月 20年6月 22年6月 24年6月 25年6月 26年6月 27年6月 28年6月	当行入行 津駅前支店長 伊勢支店長 営業本部第一地区本部長 営業本部第二地区本部長 事務管理部長 執行役員営業本部地区営業部長 取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 取締役兼執行役員融資本部副本部長兼企業支援部長(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 16
取締役 兼執行役員	営業本部 副本部長兼 営業推進部長	山 川 憲 一	昭和35年10月11日生	昭和58年4月 13年10月 22年6月 24年6月 25年6月 26年6月 27年6月 28年6月	当行入行 伊勢長島支店長 四日市支店長 営業本部営業企画部長 執行役員営業本部営業企画部長 執行役員営業本部営業推進部長 執行役員営業本部地区営業部長 取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長(現職)	平成28年6月 から1年	普通 株式 37

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員) (常勤)		濱 岡 正 己	昭和30年6月2日生	昭和54年4月 平成9年4月 10年1月 13年7月 16年12月 17年7月 18年8月 22年5月 23年4月 23年6月 27年6月	日本銀行入行 同行 文書局運営課長 同行 国際局国際収支課長 同行 文書局厚生課長 同行 考査局企画役 同行 金融機構局企画役 同行 盛岡事務所長 預金保険機構(総務部審理役)に出向 同行 総務人事局付 当行常勤監査役(社外監査役) 当行取締役(監査等委員)(現職)	平成27年6月 から2年	普通 株式 20
取締役 (監査等委員)		梶 本 力	昭和27年7月9日生	昭和50年4月 平成6年6月 15年6月 17年6月 20年6月 21年8月 22年6月 27年6月	当行入行 津新町支店長 大阪支店長 事務管理部長 執行役員事務管理部長 執行役員営業本部法人推進部長 三重総合信用株式会社代表取締役社長 当行取締役(監査等委員)(現職)	平成27年6月 から2年	普通 株式 9
取締役 (監査等委員)		土 橋 伸 好	昭和18年12月20日生	昭和43年4月 平成12年4月 14年4月 16年4月 20年6月 24年6月 26年6月 27年6月	三重県庁入庁 津地方県民局長 三重県教育長 三重県出納長 三重県信用保証協会会長 当行監査役(社外監査役) 当行取締役(社外取締役) 当行取締役(監査等委員)(現職)	平成27年6月 から2年	普通 株式 7
取締役 (監査等委員)		中 川 昇	昭和25年2月5日生	昭和49年4月 平成10年6月 17年4月 20年3月 25年3月 26年6月 27年6月	松阪市役所入所 市民生活部環境課長 嬉野振興局長 松阪市副市長 退任 当行監査役(社外監査役) 当行取締役(監査等委員)(現職)	平成27年6月 から2年	普通 株式 4
計							普通 株式 573

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 濱岡正己、土橋伸好及び中川昇は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 濱岡正己、委員 梶本 力、委員 土橋伸好、委員 中川 昇
3. 当行は、平成14年6月27日より執行役員制度を導入しております。執行役員は15名であり、上記記載の執行役員を兼務する取締役7名以外に里村恭、浦川智可、柴田尚郎、達中敏治、大畑隆、新宅祐治、川瀬和也、京戸裕司の8名が選任されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①企業統治の体制の概要等

イ. 会社の機関の内容

当行は、平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより取締役の職務の執行に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性の向上を図っております。

なお、当行の経営意思決定、監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりです。

・取締役会

取締役会は、取締役13名（うち監査等委員4名）で構成され、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

・監査等委員会

監査等委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

また、監査等委員会は、内部統制システムを通じて、取締役の職務執行や連結子会社の監査及び監査報告の作成を行うほか、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行っております。

加えて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員（社外取締役）を選定しており、当該常勤監査等委員が常務会など重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集や監査等委員会での情報共有を図っております。

なお、常勤監査等委員の濱岡正己氏は、日本銀行出身者として豊富な経験と財務・会計に関する適切な知見を有しております。

・常務会

取締役会の下に、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員を構成員とする常務会を設置しております。常務会は、取締役会の委任に基づき、取締役会で決議された基本方針に基づいて、業務執行に関する重要事項を協議決定しております。常勤の監査等委員である取締役（社外取締役）は、常務会に出席して意見を述べるができることとしており、業務全般に関し、有効・適切な監査が行われるよう配慮しております。常務会は、原則毎週1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

・指名諮問委員会及び報酬諮問委員会

社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」という2つの任意の委員会を設置しております。なお、両委員会とも構成員は取締役4名（うち2名は社外取締役）であります。

○指名諮問委員会

株主総会に提出する取締役候補者の選任及び解任に関する事項、並びに取締役会に提出する代表取締役及び役付取締役の選定及び解任に関する事項を協議し、取締役会に答申します。

○報酬諮問委員会

取締役の報酬等に関する事項を協議し、取締役会に答申します。

・その他委員会

リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、顧客保護等管理委員会、金融円滑化推進委員会など、適切な業務を遂行する上で必要な特定事項に関しましては、組織横断的な各種委員会を設置し、協議、決定しております。

・会計監査人

当行は会計監査人として新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当行監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当行の間には特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 : 水守 理智

指定有限責任社員 業務執行社員 : 石川 琢也

指定有限責任社員 業務執行社員 : 伊藤 智章

なお、継続監査年数については、7年以内である為、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名 その他5名

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

取締役会は、全ての取締役で組織し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。なお、当行は平成27年6月24日に開催された第106期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員は、議決権を有する取締役として取締役会出席するほか、取締役会の委任に基づき、業務執行に関する重要事項を協議決定する常務会におきましても、常勤の監査等委員である取締役（社外取締役）が出席し、意見を述べるができるものとしております。

さらに、常務会で協議した重要な事項について、その経過及び結果を取締役会へ報告しております。

また、監査等委員会は、監査等委員である取締役4名のうち3名が一般株主と利益相反が生じるおそれのなく、客観的かつ中立的な立場から経営全般の監査・監督ができるものと判断される社外取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査を実施しております。

監査等委員会は原則毎月1回開催し、監査部からの監査報告のほか、業務執行状況の報告を各部署に直接求めるなど、監査・監督機能の実効性の確保に努めており、当行の企業規模からみて、経営に対する監視機能を発揮する態勢が整っているものと判断しております。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備することで業務の適正を確保します。

（イ）当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. コンプライアンス態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「行動指針」、「企業倫理」を定めるとともに、報告体制等のコンプライアンス関連規定及び具体的な法令等の解説を明記した「コンプライアンス・マニュアル」を取締役及び使用人全員に配布し、コンプライアンス意識の向上を図る。

b. 取締役は、「取締役コンプライアンス規程」に基づき、自らがコンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組む。

c. 取締役会は、コンプライアンス改善のための具体的計画及びコンプライアンス研修計画を定めた「コンプライアンス・プログラム」を1年ごとに策定するとともに、その実施状況のモニタリングを行う。

d. コンプライアンス態勢の協議機関としてコンプライアンス委員会を設置し、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的な責任と公共的使命にかんがみ長期間にわたり、清廉で透明性の高い経営を確保する。

e. コンプライアンスに関する統括部署をコンプライアンス統括部と定めるとともに、各部、室及び営業店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス統括部は、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理し、コンプライアンス体制の整備及び維持・改善を図る。

f. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、コンプライアンス統括部を直接の情報受領者とする社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を整備する。

g. 内部監査部門として監査部を設置する。監査部は取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として、当行の業務全般に亘り内部管理態勢等が適切に構築され、有効に機能し経営全般の健全性が確保されているかどうかを検証し、取締役会へ報告するとともに改善方法の提言等を行う。

h. 反社会的勢力に対しては、「企業倫理」に断固として対決する方針を定めるとともに、「反社会的勢力への対応規程」及び「反社会的勢力との取引に関する要領」を定める。また、統括部署をコンプライアンス統括部と定め、反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理するとともに、営業店、本部及び外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力との関係を遮断する。

(ロ) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役会議事録など取締役の執行に係る情報については、「文書規程」に基づき、取締役が常時閲覧できるよう適切に保存及び管理を行う。
- b. 情報の管理については「セキュリティポリシー」を制定し重要情報の管理に関する安全対策の基本方針を定めるとともに、個人情報の管理について「個人情報等管理規程」のほか、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、情報資産を適切に管理・保護する。

(ハ) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「リスク・マネージメント・トータル・プラン」に、各種リスクの管理についての基本方針、管理規定及び管理担当部署を定め、これらのリスクの総合的管理を行うための部署としてリスク統括部を設置し、適切に管理する。
- b. リスク統括部は、各リスク管理担当部署からの報告を取りまとめるとともに、問題点及び課題を抽出し、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は各リスクの現状を把握し、その対応策を総合的に協議した上で決定する。
- c. 内部監査部門は、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等を定めた内部監査計画を立案し、監査等委員会に報告したうえで取締役会の承認を得る。
- d. 災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。

(ニ) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- b. 取締役会で決議された基本方針に基づき、具体的執行方針を定め、また業務執行に関する重要事項を決定するため、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員で常務会を組織する。
- c. 「行務分掌規程」及び「職務権限規程」を定めるとともに、重要な課題に対してはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し、業務の効率性の確保に努める。
- d. 取締役会は、必要に応じて業務執行の責任者として執行役員を選任する。
執行役員は「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務を執行する。

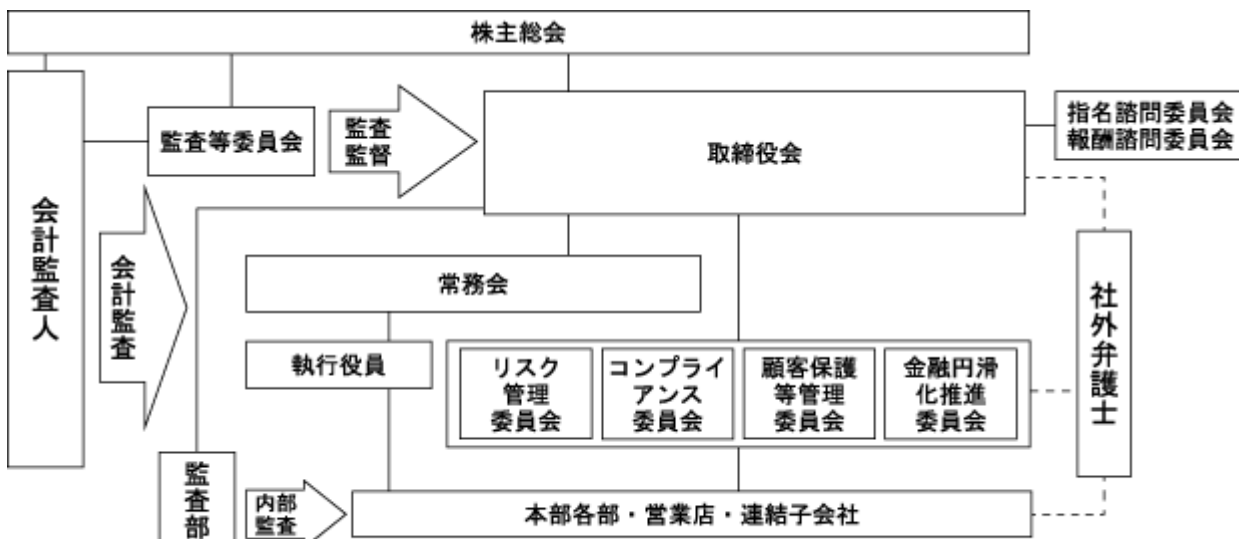
(ホ) 当行並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 連結子会社各社は、取締役会と監査役を置き、連結子会社における業務の適正を確保する。
- b. 連結子会社各社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- c. 連結子会社各社は、当行のコンプライアンス・マニュアルに準じ、それぞれコンプライアンスに関する基本方針を定め、適正に業務を執行する。
- d. 総合企画部内に関連事業課を設置し、連結子会社の業務状況の管理及び当行各部との調整等を行う。特に重要な経営上の事案については、「関連会社管理規程」に基づき、各社から報告を受けることによって、連結子会社各社を適切に指導・管理する。
- e. 監査部は「内部監査規程」に基づき連結子会社の監査を実施し、経営全般の健全性が確保されていることを検証するとともに、当行の取締役会にその結果を報告する。
- f. 財務報告に係る内部統制の適正な整備及び運用を図り、企業集団における財務報告の信頼性を確保する。
- g. 連結子会社各社は、災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。

(ヘ) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会との協議に基づき監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）を任命する。

- b.代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査等委員会の監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査等委員会が、内部監査部門や会計監査人と定期的な会合を持ち、適宜報告を受けるなど連携した監査を実施する体制を確保する。



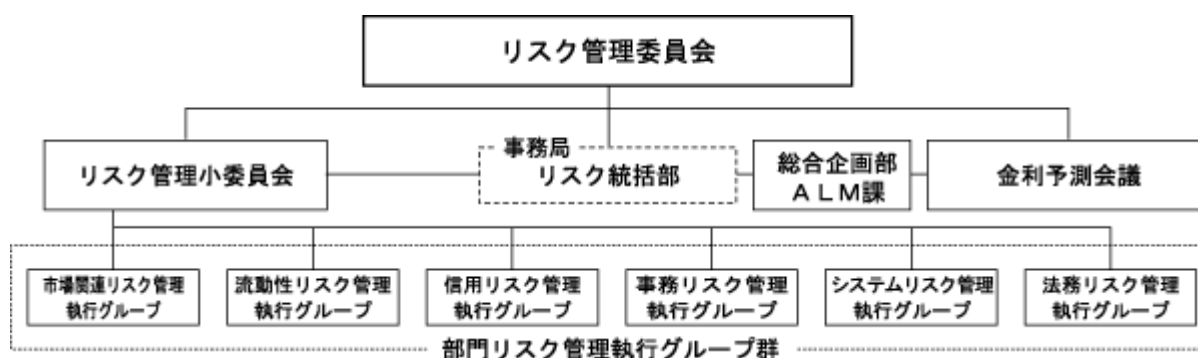
* 取締役の一部は執行役員を兼務しております。

ニ、リスク管理体制の整備の状況

金融を取り巻く環境の変化に伴い、銀行の各種経営リスクが増大してきております。このような環境に対応するため、当行ではリスク管理統括部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理体制の充実・強化を図っております。

取締役会で決議されたリスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等各種リスクの管理についての基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

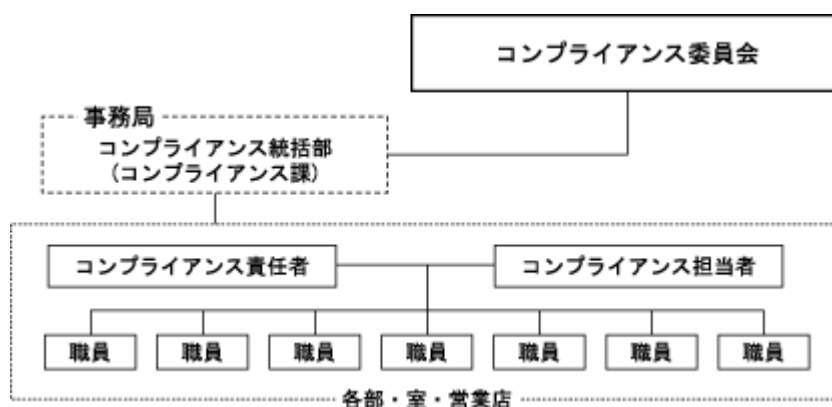
具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置し、総合的なリスクの管理を行っております。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、リスク管理をより機動的に行える体制をとっております。



当行はコンプライアンスを経営の最重要課題とし、コンプライアンスの実現を目的とする内部統制の構築を取締役会の義務と位置づけております。このため、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的責任と公共的使命に鑑み、長期間にわたって、清廉で透明性の高い経営を確保していくことを目的として、頭取を委員長として役付取締役及び関連各部の長により構成される「コンプライアンス委員会」を設置しております。

「コンプライアンス委員会」においては、1年ごとに「コンプライアンスプログラム」を策定し取締役会の承認のもと、コンプライアンス実践の具体的目標を定めています。また、その進捗状況や達成状況をモニタリングして取締役会に報告し、次のコンプライアンスプログラムに反映させることにより常にコンプライアンスの改善・見直しを行っていく体制としております。

さらに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部コンプライアンス課を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。



ホ、責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役の土橋伸好氏及び中川昇氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。

②内部監査及び監査等委員会監査の状況

イ. 内部監査の状況

当行は、行内における監査体制を充実させる為、取締役会の直属組織として監査部を設置し、人員19名（平成28年3月31日現在）により、行内における全般監査を行っております。監査部は、取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として監査を遂行し、当行及び連結子会社の業務全般に亘り法令・規程・就業規則・コンプライアンスマニュアル等の違反がないか、厳格に監視する体制を整えております。監査の結果、不祥事件もしくは不祥事件の疑いがある行為を発見した場合、重要な事項については取締役会に報告しております。

また、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等の効率的で実効性のある内部監査計画を立案し、取締役会の承認を得ることで、内部監査によるリスクのチェック体制を確保しております。

なお、監査部は、内部監査部門として監査等委員会や内部統制部門と定期的に会合を持ち、情報の交換を行うなど効率的な監査を実施いたします。

ロ. 監査等委員会監査の状況

4名の監査等委員である取締役のうち3名は社外取締役であります。また、監査等委員会事務局に専属のスタッフを配置し、監査等委員会の補佐を行う体制としております。

当行では、監査等委員会監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定めるとともに、監査等委員である取締役が、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員である取締役（社外取締役）は常務会など重要な会議に出席できることを各種の規程等に明記することにより、監査等委員である取締役が経営状況を把握し取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から報告を受ける体制を確保しております。

また、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めます。なお、監査等委員会は内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人とも定期的に会合を持ち、また、必要に応じて報告を求めるなど連携を保ち、効率的な監査の実施に努めております。

③社外取締役

イ. 社外取締役の企業統治において果たす機能および役割

取締役13名のうち社外取締役は3名でいずれも監査等委員であり、豊富な経験と幅広い知見を活かして、客観的な立場から取締役会による意思決定及び業務執行の監督を適切に行うこと、並びに監査等委員会の監査機能の強化に貢献しています。また、社外取締役3名は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

社外取締役は、毎月開催する監査等委員会に出席し、各種情報の伝達や意見交換を行うこととしており、必要がある場合には、随時招集して情報伝達等を行っております。また、監査部及び会計監査人から監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、意見交換を行うとともに、適宜会計監査人による監査に立ち会うなど、連携の強化を図っております。

当行と社外取締役との間には、人的関係、資本的關係等において特別な利害関係はないことから独立した立場から監査を行うことができると考えております。

ロ. 社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容

当行においては、平成27年11月9日に制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の中で独立社外取締役の独立性判断基準を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- （イ）当行または連結子会社の業務執行取締役、執行役員またはその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと。
- （ロ）当行または連結子会社を主要な取引先※とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者ではなかったこと。

- (ハ) 当行または連結子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと。
- (ニ) 当行の現在の主要株主（議決権所有割合10 %以上の株主をいう。以下同じ。）、または当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社、もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人ではないこと。
- (ホ) 当行または連結子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額。）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
- (ヘ) 当行または連結子会社から取締役および監査役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと。
- (ト) 現在、当行または連結子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当行または連結子会社の監査業務を担当したことがないこと。
- (チ) 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当行または連結子会社から、過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当行または連結子会社を主要な取引先とする法律事務所のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと。
- (リ) 当行または連結子会社の取締役、執行役員、監査役、または部長などの重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という。）の近親者※ではなく、また、最近5年間において当該取締役、執行役員、監査役または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）、（ト）、（チ）と同様の基準に該当しないこと。
- (ヌ) その他、当行の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。
- (ル) 仮に上記（ロ）～（リ）のいずれかの要件を満たさない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立取締役としてふさわしいと当行が考える者については、当行は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ当該人物が当行の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立社外取締役とすることができる。

※「主要な取引先」：直近の事業年度における年間連結総売上高（当行の場合は年間連結業務粗利益）の2 %以上を基準に判定。

※「近親者」：配偶者または、二親等以内の親族もしくは、同居の親族。

ハ、社外取締役の選任状況に関する考え方

当行においては、独立役員として社外取締役3名が選任されております。社外取締役の3名は、金融や行政等の各分野において長年の経験と豊富な知識に基づき、取締役会等で積極的な意見・提言等を行うことができ、また、当行との人的関係、資金的関係等において特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立した立場から客観的・中立的な監査を行うことができると考えております。

ニ、社外取締役による監督・監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当行においては、4名の監査等委員である取締役のうち3名は社外取締役であり、常勤の監査等委員である取締役は社外取締役であります。監査等委員である取締役は、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員である取締役（社外取締役）が常務会など重要な会議に出席することにより取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査しております。

また、監査等委員である各取締役間で十分に意思疎通を図るなど連携を強化するとともに、内部統制部門から各種報告を受けるなど、情報収集、監査環境の整備に努め、監査等委員会において十分な議論を行い、監査を実施しております。

監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見交換を行うとともに、内部監査部門等から定期的な報告を受けるなど、適切な監査を実施しております。

ホ. 社外取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係の概要

当行では社外取締役3名が就任しております。3名とも当行との人的関係、資本的关系又は取引関係において、下記以外に特別な利害関係はございません。

社外取締役濱岡正己氏は、当行普通株式20,000株を保有しております。また、同氏は日本銀行の出身ですが、取引の性質等に照らして、社外取締役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、日本銀行との取引の概要の記載を省略しております。

社外取締役土橋伸好氏は、当行普通株式7,000株を保有しております。また、同氏は三重県庁の出身ですが、取引の性質等に照らして、社外取締役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、三重県との取引の概要の記載を省略しております。

社外取締役中川昇氏は、当行普通株式4,000株を保有しております。また、同氏は松阪市役所の出身ですが、取引の性質等に照らして、社外取締役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、松阪市との取引の概要の記載を省略しております。

④ 役員の報酬等の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額			
		(百万円)	基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動型報酬	株式報酬型 ストック・オプション
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	10	188	142	18	27
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	1	2	2	—	—
監査役 （社外監査役を除く。）	1	0	0	—	—
社外役員	7	26	26	—	—

（注）1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。なお、当行は、平成27年6月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 重要な使用人兼務役員の使用人給与額は44百万円、員数は5人であり、その内容は基本報酬及び賞与であります。

3. 連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。

ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会における決議に基づき、当行は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、（i）役割や責任に応じた月次で支給する「確定金額報酬」、（ii）単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、（iii）中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、独立性及び中立性を確保するため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、下記のとおり株主総会で決議された額の範囲内で、報酬諮問委員会での協議を経て取締役会で決定いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、同じく株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

（i）確定金額報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額については年額50百万円以内といたします。

（ii）業績連動型報酬は、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益（単体）の0.9%を総支給額といたします。その上限額を60百万円とし、当該事業年度にかかる当期純利益（単体）が1,500百万円未満の場合、支給額は0円といたします。

（iii）株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬及び業績連動型報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して新株予約権を年額40百万円以内の範囲で割り当ていたします。

⑤株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	130銘柄
貸借対照表計上額の合計額	22,465百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東海旅客鉄道株式会社	300,000	6,523	取引関係の維持・強化のため
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	313,825	1,172	業務連携の維持・強化のため
イオン株式会社	823,200	1,085	取引関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	234,950	1,066	業務連携の維持・強化のため
マックスバリュ中部株式会社	631,937	763	取引関係の維持・強化のため
井村屋グループ株式会社	1,177,200	734	取引関係の維持・強化のため
株式会社今仙電機製作所	505,000	718	取引関係の維持・強化のため
三重交通グループホールディングス株式会社	1,640,750	698	取引関係の維持・強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,088,100	539	業務連携の維持・強化のため
株式会社日立製作所	650,000	535	取引関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,532,588	534	業務等の協力関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	1,374,000	522	業務連携の維持・強化のため
大陽日酸株式会社	300,000	491	取引関係の維持・強化のため
株式会社名古屋銀行	1,163,000	464	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社栃木銀行	674,000	416	緊密な関係の維持・強化のため
住友不動産株式会社	94,000	406	取引関係の維持・強化のため
株式会社オークワ	390,491	361	取引関係の維持・強化のため
東邦瓦斯株式会社	498,000	349	取引関係の維持・強化のため
株式会社百五銀行	616,316	343	業務連携の維持・強化のため
株式会社愛知銀行	55,470	340	業務連携の維持・強化のため
株式会社紀陽銀行	191,400	320	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社岡三証券グループ	312,979	298	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社大光銀行	1,268,000	294	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社北日本銀行	81,200	285	緊密な関係の維持・強化のため
清水建設株式会社	330,000	268	取引関係の維持・強化のため
トモニホールディングス株式会社	459,000	249	緊密な関係の維持・強化のため
丸三証券株式会社	200,868	247	緊密な関係の維持・強化のため
日本トランスシティ株式会社	621,380	230	取引関係の維持・強化のため
株式会社中京銀行	1,080,250	221	業務連携の維持・強化のため
株式会社ヒラノテクシード	225,000	197	取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東海旅客鉄道株式会社	300,000	5,971	営業上の取引関係の維持・強化のため
イオン株式会社	823,200	1,338	営業上の取引関係の維持・強化のため
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	313,825	1,000	営業上の取引関係の維持・強化のため
三重交通グループホールディングス株式会社	1,640,750	974	営業上の取引関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	234,950	892	営業上の取引関係の維持・強化のため
井村屋グループ株式会社	1,177,200	758	営業上の取引関係の維持・強化のため
マックスバリュ中部株式会社	631,937	664	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社今仙電機製作所	505,000	494	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	1,374,000	467	業務連携の維持・強化のため
株式会社名古屋銀行	1,163,000	430	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,532,588	425	業務等の協力関係の維持・強化のため
東邦瓦斯株式会社	498,000	397	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社オークワ	390,491	392	営業上の取引関係の維持・強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,088,100	358	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社日立製作所	650,000	342	取引関係の維持・強化のため
大陽日酸株式会社	300,000	320	営業上の取引関係の維持・強化のため
清水建設株式会社	330,000	314	営業上の取引関係の維持・強化のため
住友不動産株式会社	94,000	309	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社栃木銀行	674,000	288	業務連携の維持・強化のため
株式会社大光銀行	1,268,000	266	業務連携の維持・強化のため
株式会社愛知銀行	55,470	261	業務連携の維持・強化のため
株式会社百五銀行	616,316	260	業務連携の維持・強化のため
株式会社タカキタ	500,000	258	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社紀陽銀行	191,400	244	緊密な関係の維持・強化のため
日本トランスシティ株式会社	621,380	234	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社北日本銀行	81,200	232	業務連携の維持・強化のため
丸三証券株式会社	200,868	212	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社中京銀行	1,080,250	209	業務連携の維持・強化のため
株式会社岡三証券グループ	312,979	184	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社ヒラノテクシード	225,000	171	営業上の取引関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	8,905	206	595	3,047
非上場株式	—	—	—	—

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	10,364	196	427	1,839
非上場株式	—	—	—	—

ニ、当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ、当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

⑥取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内及び監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑦取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩自己株式取得の決定機関

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

⑪種類株式

当行は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実施するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式を発行しております。単元株式及び議決権の有無については下記のとおりであります。なお、株式の保有及び議決権の行使について特記すべきことはありません。

なお、A種優先株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

株式の種類	単元株式数	議決権の有無
普通株式	1,000株	有
A種優先株式	1,000株	無

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	52	—	52	—
連結子会社	—	3	—	3
計	52	3	52	3

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案のうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。
会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	85,270	121,605
商品有価証券	948	1,022
金銭の信託	2,633	2,270
有価証券	※1,※2,※8,※16 607,984	※1,※2,※8,※16 609,024
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7,※9 1,220,455	※3,※4,※5,※6,※7,※9 1,246,266
外国為替	※7 2,798	※7 1,451
その他資産	※8 20,811	※8 20,110
有形固定資産	※11,※12 26,018	※11,※12 25,642
建物	5,783	5,393
土地	※10 17,675	※10 17,784
リース資産	2	3
建設仮勘定	0	72
その他の有形固定資産	2,556	2,388
無形固定資産	4,296	3,904
ソフトウェア	4,195	3,815
リース資産	19	7
その他の無形固定資産	81	81
繰延税金資産	162	149
支払承諾見返	2,235	1,960
貸倒引当金	△10,765	△9,571
資産の部合計	1,962,848	2,023,835
負債の部		
預金	※8 1,776,456	※8 1,782,472
債券貸借取引受入担保金	—	※8 31,851
借入金	※8,※13 28,048	※8,※13 44,450
外国為替	2	5
社債	※14 4,800	※14 4,800
新株予約権付社債	※15 6,989	※15 6,989
その他負債	18,959	29,560
賞与引当金	798	785
役員賞与引当金	10	8
退職給付に係る負債	4,686	3,012
役員退職慰労引当金	28	24
睡眠預金払戻損失引当金	272	263
偶発損失引当金	344	335
繰延税金負債	1,843	2,066
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,907	※10 2,756
支払承諾	2,235	1,960
負債の部合計	1,848,382	1,911,343

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,694	32,681
利益剰余金	12,591	15,016
自己株式	△1,065	△1,046
株主資本合計	81,681	84,112
その他有価証券評価差額金	25,382	21,185
土地再評価差額金	※10 3,697	※10 3,861
退職給付に係る調整累計額	△184	△929
その他の包括利益累計額合計	28,895	24,116
新株予約権	79	106
非支配株主持分	3,809	4,156
純資産の部合計	114,466	112,492
負債及び純資産の部合計	1,962,848	2,023,835

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	39,873	39,582
資金運用収益	26,095	25,724
貸出金利息	18,959	18,306
有価証券利息配当金	7,068	7,340
コールローン利息及び買入手形利息	11	15
預け金利息	30	42
その他の受入利息	24	19
役務取引等収益	6,155	6,721
その他業務収益	1,434	964
その他経常収益	6,187	6,172
償却債権取立益	5	5
その他の経常収益	6,182	6,166
経常費用	32,492	33,027
資金調達費用	2,393	2,306
預金利息	2,093	2,015
コールマネー利息及び売渡手形利息	2	2
債券貸借取引支払利息	—	0
借入金利息	166	157
社債利息	124	124
その他の支払利息	7	5
役務取引等費用	2,128	2,273
その他業務費用	70	500
営業経費	※1 22,053	※1 21,358
その他経常費用	5,846	6,589
貸倒引当金繰入額	943	1,031
その他の経常費用	※2 4,902	※2 5,557
経常利益	7,380	6,554
特別利益	—	2
固定資産処分益	—	2
特別損失	79	44
固定資産処分損	78	17
減損損失	※3 1	※3 26
税金等調整前当期純利益	7,301	6,513
法人税、住民税及び事業税	819	417
法人税等調整額	1,943	1,994
法人税等合計	2,763	2,411
当期純利益	4,537	4,101
非支配株主に帰属する当期純利益	387	357
親会社株主に帰属する当期純利益	4,149	3,744

【連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	4,537	4,101
その他の包括利益	※1 10,850	※1 △4,798
その他有価証券評価差額金	10,279	△4,200
繰延ヘッジ損益	△1	—
土地再評価差額金	304	147
退職給付に係る調整額	267	△744
包括利益	15,387	△696
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	15,004	△1,050
非支配株主に係る包括利益	383	353

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,728	10,263	△1,126	79,326
会計方針の変更による累積的影響額			△510		△510
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,461	32,728	9,752	△1,126	78,815
当期変動額					
剰余金の配当			△1,312		△1,312
親会社株主に帰属する当期純利益			4,149		4,149
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△33		65	32
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△33	2,838	61	2,866
当期末残高	37,461	32,694	12,591	△1,065	81,681

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	15,098	1	3,393	△452	18,041	58	3,201	100,628
会計方針の変更による累積的影響額								△510
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,098	1	3,393	△452	18,041	58	3,201	100,117
当期変動額								
剰余金の配当								△1,312
親会社株主に帰属する当期純利益								4,149
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								32
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,283	△1	303	267	10,853	20	608	11,482
当期変動額合計	10,283	△1	303	267	10,853	20	608	14,348
当期末残高	25,382	—	3,697	△184	28,895	79	3,809	114,466

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,694	12,591	△1,065	81,681
当期変動額					
剰余金の配当			△1,303		△1,303
親会社株主に帰属する当期純利益			3,744		3,744
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△12		21	8
土地再評価差額金の取崩			△16		△16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△12	2,425	18	2,430
当期末残高	37,461	32,681	15,016	△1,046	84,112

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	25,382	—	3,697	△184	28,895	79	3,809	114,466
当期変動額								
剰余金の配当								△1,303
親会社株主に帰属する当期純利益								3,744
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								8
土地再評価差額金の取崩								△16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,197	—	163	△744	△4,778	26	346	△4,405
当期変動額合計	△4,197	—	163	△744	△4,778	26	346	△1,974
当期末残高	21,185	—	3,861	△929	24,116	106	4,156	112,492

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,301	6,513
減価償却費	4,556	4,691
減損損失	1	26
貸倒引当金の増減(△)	△330	△1,193
賞与引当金の増減額(△は減少)	6	△12
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	0	△1
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△318	△2,730
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4	△4
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	28	△8
偶発損失引当金の増減(△)	8	△9
資金運用収益	△26,095	△25,724
資金調達費用	2,393	2,306
有価証券関係損益(△)	△1,767	△687
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△317	353
為替差損益(△は益)	0	1
固定資産処分損益(△は益)	78	15
貸出金の純増(△)減	△34,096	△25,811
預金の純増減(△)	28,120	6,015
商品有価証券の純増(△)減	54	△73
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	3,603	17,401
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	316	△113
コールローン等の純増(△)減	9,000	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	31,851
その他資産の純増(△)減	△4,800	△1,995
その他負債の純増減(△)	△3,254	12,606
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,084	1,346
外国為替(負債)の純増減(△)	△32	3
資金運用による収入	26,517	26,480
資金調達による支出	△2,463	△2,115
その他	32	35
小計	7,461	49,167
法人税等の支払額	△574	△661
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,887	48,506

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△198,253	△163,895
有価証券の売却による収入	121,577	72,465
有価証券の償還による収入	75,032	82,716
有形固定資産の取得による支出	△834	△842
無形固定資産の取得による支出	△462	△434
有形固定資産の除却による支出	△36	△7
有形固定資産の売却による収入	0	13
無形固定資産の売却による収入	—	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,976	△9,970
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△1,000
非支配株主からの払込みによる収入	9	—
配当金の支払額	△1,312	△1,303
非支配株主への配当金の支払額	△6	△6
自己株式の取得による支出	△4	△3
自己株式の売却による収入	5	—
子会社の所有する親会社株式の売却による収入	72	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,235	△2,313
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,673	36,221
現金及び現金同等物の期首残高	81,707	84,381
現金及び現金同等物の期末残高	※1 84,381	※1 120,602

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社 1社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,551百万円(前連結会計年度末は16,116百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

連結子会社の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(追加情報)

当行は、中間連結会計期間末において、退職給付財政の健全化を図るため、現金2,000百万円を退職給付信託に拠出しました。これにより、退職給付に係る負債が2,000百万円減少しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
出資金	0百万円	35百万円

※ 2. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
国債	20,067百万円	20,168百万円

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	523百万円	499万円
延滞債権額	23,198百万円	20,804百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	526百万円	657百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	732百万円	680百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
合計額	24,981百万円	22,642百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	9,526百万円	7,745百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	37,382百万円	50,843百万円
未経過リース料	45百万円	24百万円
計	37,427百万円	50,867百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,557百万円	6,669百万円
債券貸借取引受入担保金	一百万円	31,851百万円
借入金	15,200百万円	32,100百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	29,277百万円	29,319百万円

非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
保証金	365百万円	343百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	587,622百万円	595,228百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの及び総合口座の貸越契約 によるもの	578,915百万円	584,462百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	7,696百万円	7,549百万円

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	19,883百万円	20,550百万円

※12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	1,995百万円 (一百万円)	1,995百万円 (一百万円)

※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
劣後特約付借入金	3,000百万円	2,000百万円

※14. 社債は劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
劣後特約付社債	4,800百万円	4,800百万円

※15. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）であります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付)	6,989百万円	6,989百万円

※16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	5,717百万円	5,103百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 「営業経費」には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料・手当	10,536百万円	10,608百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貸出金償却	20百万円	8百万円
株式等償却	一百万円	50百万円

※3. 固定資産の減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			
当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。				当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、26百万円を減損損失として特別損失に計上しております。			
地域	用途	種類	減損損失	地域	用途	種類	減損損失
三重県外	営業店舗	土地	1百万円	三重県内	営業店舗	土地	26百万円

なお、資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。当連結会計年度は、正味売却価額を用い、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	15,733	△4,961
組替調整額	△1,917	△687
税効果調整前	13,815	△5,649
税効果額	△3,536	1,448
その他有価証券評価差額金	10,279	△4,200
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	0	—
組替調整額	△2	—
税効果調整前	△2	—
税効果額	0	—
繰延ヘッジ損益	△1	—
土地再評価差額金		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	—
税効果額	304	147
土地再評価差額金	304	147
退職給付に係る調整額		
当期発生額	53	△1,081
組替調整額	370	24
税効果調整前	424	△1,057
税効果額	△156	312
退職給付に係る調整額	267	△744
その他の包括利益合計	10,850	△4,798

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	3,090	24	166	2,948	(注)
合計	3,090	24	166	2,948	

(注) 自己株式の増加24千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少166千株は、連結子会社による売却による減少31千株及びストック・オプションの権利行使による減少81千株、120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の権利行使による減少53千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計 年度末 減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		79	
	合計			—		79	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	906	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月23日
	A種優先株式	408	6.80	平成26年3月31日	平成26年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	利益剰余金	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	A種優先株式	396	利益剰余金	6.60	平成27年3月31日	平成27年6月25日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	2,948	18	60	2,906	(注)
合計	2,948	18	60	2,906	

(注) 自己株式の増加18千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少60千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度		当連結会計 年度末	
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			106	
合計			—			106	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	A種優先株式	396	6.60	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	利益剰余金	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
	A種優先株式	385	利益剰余金	6.42	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預け金勘定	85,270百万円	121,605百万円
定期預け金	△5百万円	△5百万円
その他の預け金	△884百万円	△997百万円
現金及び現金同等物	84,381百万円	120,602百万円

(リース取引関係)

借主側

1. ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、車両であります。

(イ)無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

貸主側

1. ファイナンス・リース取引

(1)リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
リース料債権部分の金額	10,930	11,137
見積残存価額部分の金額	1,149	1,287
受取利息相当額	△1,382	△1,349
期末リース投資資産	10,697	11,075

(2)リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年以内	3,196	3,304
1年超2年以内	2,607	2,737
2年超3年以内	2,032	2,100
3年超4年以内	1,421	1,441
4年超5年以内	784	816
5年超	887	736

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、主に中小規模事業者等に対する事業資金のご融資、個人のお客様に対する住宅資金や消費資金等のご融資を行うとともに、リースやクレジットカード等、金融に係る幅広いニーズにお応えする金融サービス事業を行っております。

また、預金者の皆様から預金をお預りするとともに、社債の発行等により資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当行では、資産及び負債の総合的管理を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として中小規模事業者等に対する事業資金や、個人のお客様に対する住宅資金や消費資金等の貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券については、主に国債等債券や株式による運用を行っていますが、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

預金、社債等については、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、流動性リスクに晒されています。

また、固定金利の貸出金や預金につきましては、市場金利の変動に伴う金利変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

外貨建の資産、負債につきましては、為替の変動リスクに晒されていますが、一部は為替予約等を行うことにより当該リスクを回避しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、クレジット・ポリシーや融資管理規程等、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部門により行われ、また、権限によっては、経営陣による常務会を開催し審議・報告を行っています。更に、与信管理の状況については、監査部門がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当行グループは、ALMの手法によって金利の変動リスクを管理しています。リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、金利リスク状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。日常的には、総合企画部ALM課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次でリスク管理委員会に報告しています。

(ii)為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。また、為替予約を利用するなど、為替の変動リスクの低減を図っています。

(iii)価格変動リスクの管理

当行グループは、価格の変動リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会や常務会で検討されており、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、「ヘッジとしてのデリバティブ取引取扱規定」に基づき実施されています。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式及び債券等、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等です。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、過去10年間のリスク変数の推移をもとに、保有期間を60営業日とした場合の合理的な予想変動幅に基づき計算した時価の変動額を市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利リスクについては、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、平成28年3月31日現在、合理的な金利の変動として、指標となる長期金利が15.5ベース・ポイント上昇(前連結会計年度は15.6ベース・ポイント上昇)したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債を相殺した後の純額（資産側）の時価は4,882百万円減少（前連結会計年度は4,821百万円減少）するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

価格変動リスクについては、TOPIXまたはREIT指数以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、平成28年3月31日現在、合理的なリスク変数の変動がTOPIXの場合は10.9%下落（前連結会計年度は10.5%下落）、REIT指数の場合は12.0%下落(前連結会計年度は12.9%下落)したものと想定した場合には、当該金融資産の時価は6,042百万円減少（前連結会計年度は5,929百万円減少）するものと把握しております。当該変動額は、TOPIXまたはREIT指数を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、TOPIXまたはREIT指数とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

なお、将来においてリスク変数の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。また、BPV（ベース・ポイント・バリュー）等の感応度による市場リスクの定量情報は、前提条件等に基づいて算定した値であり、最大損失の予測を意図するものではありません。さらに、将来の市場の状況は、過去とは大幅に異なることがあります。

③流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、流動性リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、資産・負債の両面から流動性についての評価を行い、資金調達可能時点と金額等を把握するなど、流動性リスクの低減を図っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	85,270	85,270	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	948	948	—
(3) 有価証券 その他有価証券	606,243	606,243	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（※1）	1,220,455 △9,318		
	1,211,136	1,211,214	77
資産計	1,903,599	1,903,676	77
(1) 預金	1,776,456	1,778,112	1,655
(2) 債券貸借取引受入担保金	—	—	—
(3) 借入金	28,048	28,007	△40
負債計	1,804,505	1,806,119	1,614
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	1,136	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	△14	—
デリバティブ取引計	—	1,121	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	121,605	121,605	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,022	1,022	—
(3) 有価証券 その他有価証券	607,079	607,079	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（※1）	1,246,266 △8,327		
	1,237,939	1,243,913	5,973
資産計	1,967,647	1,973,620	5,973
(1) 預金	1,782,472	1,783,608	1,136
(2) 債券貸借取引受入担保金	31,851	31,851	—
(3) 借入金	44,450	44,373	△76
負債計	1,858,774	1,859,834	1,059
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	256	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	△10	—
デリバティブ取引計	—	245	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことで時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

また、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算出された価額を時価とすることとしております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1)預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)借入金

借入金のうち、約定期間が短期間(1年以内)のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間(1年超)で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）であり、割引現在価値・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
①非上場株式（※１）（※２）	1,738	1,939
②非上場外国証券（※１）	1	4
合 計	1,740	1,944

（※１） 非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（※２） 前連結会計年度及び当連結会計年度において、非上場株式について減損処理はございません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	46,724	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期 があるもの	69,933	158,816	144,870	68,621	93,868	16,480
うち国債	15,148	62,498	60,492	46,126	35,109	16,479
地方債	3,608	14,795	25,299	8,601	11,591	—
社債	22,457	50,949	30,553	11,165	10,141	—
貸出金	296,952	244,944	147,762	89,008	94,614	212,615
合 計	413,609	403,760	292,632	157,629	188,482	229,095

（注） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,445百万円、期間の定めのないもの134,560百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	73,020	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期 があるもの	89,479	174,193	131,491	62,476	69,366	30,110
うち国債	26,067	75,241	56,923	35,036	15,830	18,028
地方債	6,198	22,326	21,591	11,853	6,222	—
社債	30,180	48,052	26,644	10,256	8,262	5,396
貸出金	279,844	255,118	152,084	91,680	101,947	227,737
合 計	442,343	429,311	283,575	154,156	171,313	257,847

（注） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない13,304百万円、期間の定めのないもの137,856百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,492,528	242,769	39,713	941	506	—
債券貸借取引受入担保金	—	—	—	—	—	—
借入金	16,182	8,033	1,833	1,000	1,000	—
合 計	1,508,710	250,802	41,546	1,941	1,506	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,520,376	231,129	29,994	444	529	—
債券貸借取引受入担保金	31,851	—	—	—	—	—
借入金	35,919	4,704	1,826	2,000	—	—
合 計	1,588,146	235,833	31,820	2,444	529	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
 ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	21	27

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	31,617	16,732	14,885
	債券	391,373	384,048	7,325
	国債	216,475	213,305	3,169
	地方債	63,784	61,814	1,969
	社債	111,114	108,928	2,185
	その他	127,039	115,419	11,620
	小計	550,031	516,199	33,831
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	1,273	1,434	△160
	債券	33,645	33,848	△203
	国債	19,379	19,553	△173
	地方債	111	111	—
	社債	14,154	14,184	△29
	その他	21,293	21,388	△95
	小計	56,212	56,671	△459
合計		606,243	572,871	33,372

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	27,187	15,720	11,467
	債券	412,407	402,664	9,742
	国債	227,128	221,523	5,604
	地方債	68,120	66,153	1,967
	社債	117,158	114,987	2,170
	その他	100,829	91,789	9,040
	小計	540,424	510,174	30,250
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	4,058	4,473	△414
	債券	11,706	11,782	△76
	国債	—	—	—
	地方債	72	72	—
	社債	11,633	11,709	△76
	その他	50,890	52,926	△2,036
	小計	66,654	69,182	△2,527
合計		607,079	579,357	27,722

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3,822	753	99
債券	104,206	659	70
国債	81,648	568	69
地方債	4,967	7	—
社債	17,589	83	1
その他	13,313	357	—
合計	121,343	1,770	170

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3,642	810	373
債券	52,650	436	—
国債	52,650	436	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	9,413	411	3
合計	65,705	1,658	376

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

前連結会計年度における減損処理額はございません。

当連結会計年度における減損処理額は、550百万円（うち、株式27百万円、その他523百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理することとしております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,633	110

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,270	△86

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	33,372
その他有価証券	33,372
(△)繰延税金負債	7,945
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	25,427
(△)非支配株主持分相当額	44
その他有価証券評価差額金	25,382

(注) 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	27,722
その他有価証券	27,722
(△)繰延税金負債	6,496
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	21,226
(△)非支配株主持分相当額	40
その他有価証券評価差額金	21,185

(注) 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	56,751	—	1,246	1,246
	売建	56,574	—	1,245	1,245
	買建	176	—	1	1
	通貨オプション	8,502	—	△109	△109
	売建	4,251	—	△87	△87
	買建	4,251	—	△22	△22
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,136	1,136

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	49,023	—	197	197
	売建	48,919	—	196	196
	買建	103	—	0	0
	通貨オプション	3,793	—	59	59
	売建	1,896	—	36	36
	買建	1,896	—	23	23
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	256	256

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	—	2,440	1,871	△14
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	2,240	1,681	△13
	受取変動・支払固定	借入金	200	190	△1
	合計	— — —	— — —	— — —	△14

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	—	1,352	1,282	△10
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	1,152	1,132	△9
	受取変動・支払固定	借入金	200	150	△1
	合計	— — —	— — —	— — —	△10

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び企業年金基金制度を設けるとともに、確定拠出年金制度を設けております。また、退職一時金制度に対して、退職給付信託を設定しております。

連結子会社については、退職一時金制度を設けております。

なお、連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	7,739	8,354
会計方針の変更による累積的影響額	783	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,522	8,354
勤務費用	270	270
利息費用	94	92
数理計算上の差異の発生額	174	911
退職給付の支払額	△708	△791
退職給付債務の期末残高	8,354	8,838

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	3,093	3,668
期待運用収益	77	116
数理計算上の差異の発生額	227	△169
事業主からの拠出額	808	787
退職給付信託の設定	—	2,000
退職給付の支払額	△538	△576
年金資産の期末残高	3,668	5,825

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	8,354	8,838
年金資産	△3,668	△5,825
	4,686	3,012
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,686	3,012

退職給付に係る負債	4,686	3,012
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,686	3,012

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	270	270
利息費用	94	92
期待運用収益	△77	△116
数理計算上の差異の費用処理額	212	54
過去勤務費用の費用処理額	△29	△29
会計基準変更時差異の費用処理額	188	—
確定給付制度に係る退職給付費用	659	270

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
過去勤務費用	△29	△29
数理計算上の差異	265	△1,027
会計基準変更時差異の未処理額	188	—
合計	424	△1,057

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	239	209
未認識数理計算上の差異	△509	△1,536
会計基準変更時差異の未処理額	—	—
合計	△269	△1,326

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
債券	33%	58%
株式	33%	20%
現金及び預金	3%	2%
その他	31%	20%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度一%、当連結会計年度35%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	1.1%	0.2%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率	4.8%	4.8%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度195百万円、当連結会計年度194百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業経費	32百万円	35百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成24年スtock・オプション	平成25年スtock・オプション	平成26年スtock・オプション	平成27年スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役9名、 執行役員5名	当行取締役9名、 執行役員6名	当行取締役(社外取締 役を除く)9名、 執行役員7名	当行取締役(監査等委 員である取締役を除 く)9名、 執行役員8名
株式の種類別のス tock・オプション の数(注)	当行普通株式 230,300株	当行普通株式 241,400株	当行普通株式 202,000株	当行普通株式 187,700株
付与日	平成24年8月8日	平成25年8月8日	平成26年8月8日	平成27年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない	権利確定条件は定め ていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない	対象勤務期間は定め ていない
権利行使期間	平成24年8月9日～ 平成54年8月8日	平成25年8月9日～ 平成55年8月8日	平成26年8月9日～ 平成56年8月8日	平成27年8月11日～ 平成57年8月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したスtock・オプションを対象とし、スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成24年スtock・オプション	平成25年スtock・オプション	平成26年スtock・オプション	平成27年スtock・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	187,700株
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	187,700株
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	151,400株	200,500株	192,900株	—
権利確定	—	—	—	187,700株
権利行使	11,100株	27,500株	22,000株	—
失効	—	—	—	—
未行使残	140,300株	173,000株	170,900株	187,700株

②単価情報

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	200円	200円	200円	—
付与日における公正な評価単価	132円	144円	159円	189円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価方法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	21.2%
予想残存期間 (注2)	2.3年
予想配当 (注3)	5.0円/株
無リスク利子率 (注4)	0.01%

(注) 1. 予想残存期間に対応する過去期間(平成25年4月15日の週から平成27年8月3日の週まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の役員データにより、平均的な退任までの期間を見積もっております。

3. 平成27年3月期の配当実績を採用しております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	6,620百万円	5,408百万円
退職給付に係る負債	1,401	1,503
税務上の繰越欠損金	92	93
賞与引当金	256	236
減価償却費	132	116
有価証券評価損	4,331	3,704
その他	1,230	968
繰延税金資産小計	14,065	12,031
評価性引当額	△7,781	△7,439
繰延税金資産合計	6,284	4,591
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△7,945	△6,496
その他	△19	△12
繰延税金負債合計	△7,964	△6,509
繰延税金資産（負債）の純額	△1,680百万円	△1,917百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	34.8%	32.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8	△0.6
住民税均等割	0.6	0.8
評価性引当金の増減	△4.0	0.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.0	3.3
その他	△0.2	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8%	37.0%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.1%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。この税率変更により、繰延税金資産は218百万円減少し、繰延税金負債は353百万円減少し、その他有価証券評価差額金は347百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は20百万円減少し、法人税等調整額は218百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は147百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。従いまして、サービス別に業務別セグメントが構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業」は、当行の本店のほか支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などの業務を行っております。また、「リース業」は、各種機械設備の総合リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	34,384	4,702	39,087	785	39,873
セグメント間の内部経常収益	247	690	937	851	1,789
計	34,632	5,392	40,024	1,637	41,662
セグメント利益	6,894	307	7,201	319	7,520
セグメント資産	1,949,692	15,868	1,965,561	7,177	1,972,738
その他の項目					
減価償却費	1,411	3,140	4,551	4	4,556
資金運用収益	26,151	11	26,163	106	26,269
資金調達費用	2,304	137	2,442	16	2,459
貸倒引当金繰入額	1,107	△78	1,029	△91	937
株式等償却	—	—	—	—	—
特別利益	—	—	—	—	—
(固定資産処分益)	—	—	—	—	—
特別損失	108	0	108	0	108
(固定資産処分損)	106	0	107	0	107
(減損損失)	1	—	1	—	1
税金費用	2,588	120	2,708	53	2,762
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,249	3,711	4,961	2	4,963

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	33,922	4,911	38,833	749	39,582
セグメント間の内部経常収益	131	680	812	838	1,650
計	34,053	5,592	39,645	1,587	41,233
セグメント利益	5,926	250	6,177	379	6,556
セグメント資産	2,009,540	16,424	2,025,964	7,504	2,033,468
その他の項目					
減価償却費	1,442	3,244	4,687	4	4,691
資金運用収益	25,693	12	25,705	83	25,788
資金調達費用	2,219	131	2,351	12	2,363
貸倒引当金繰入額	1,059	△16	1,043	△11	1,032
株式等償却	50	—	50	—	50
特別利益	2	—	2	—	2
(固定資産処分益)	2	—	2	—	2
特別損失	44	—	44	0	44
(固定資産処分損)	17	—	17	0	17
(減損損失)	26	—	26	—	26
税金費用	2,204	71	2,276	135	2,411
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	909	3,709	4,619	1	4,621

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

(単位:百万円)

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	40,024	39,645
「その他」の区分の経常収益	1,637	1,587
セグメント間取引消去	△1,789	△1,650
連結損益計算書の経常収益	39,873	39,582

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	7,201	6,177
「その他」の区分の利益	319	379
セグメント間取引消去	△140	△1
連結損益計算書の経常利益	7,380	6,554

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,965,561	2,025,964
「その他」の区分の資産	7,177	7,504
セグメント間取引消去	△9,890	△9,633
連結貸借対照表の資産合計	1,962,848	2,023,835

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	4,551	4,687	4	4	—	—	4,556	4,691
資金運用収益	26,163	25,705	106	83	△174	△63	26,095	25,724
資金調達費用	2,442	2,351	16	12	△65	△57	2,393	2,306
貸倒引当金繰入額	1,029	1,043	△91	△11	6	△0	943	1,031
株式等償却	—	50	—	—	—	—	—	50
特別利益	—	2	—	—	—	—	—	2
(固定資産処分益)	—	2	—	—	—	—	—	2
特別損失	108	44	0	0	△29	—	79	44
(固定資産処分損)	107	17	0	0	△29	—	78	17
(減損損失)	1	26	—	—	—	—	1	26
税金費用	2,708	2,276	53	135	1	0	2,763	2,411
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,961	4,619	2	1	—	—	4,963	4,621

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	18,959	9,196	4,702	7,015	39,873

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,306	9,054	4,911	7,310	39,582

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	1	—	1	—	1

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	26	—	26	—	26

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	441円98銭	429円00銭
1株当たり当期純利益金額	20円70銭	18円51銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	10円87銭	9円82銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	114,466	112,492
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	34,285	34,647
うち優先株式	百万円	30,000	30,000
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	396	385
うち新株予約権	百万円	79	106
うち非支配株主持分	百万円	3,809	4,156
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	80,181	77,844
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	181,409	181,451

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,149	3,744
普通株主に帰属しない金額	百万円	396	385
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	396	385
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,753	3,359
普通株式の期中平均株式数	千株	181,341	181,447
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	396	385
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	396	385
普通株式増加数	千株	200,156	199,554
うち優先株式	千株	165,728	165,012
うち新株予約権	千株	451	614
うち新株予約権付社債	千株	33,976	33,927
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

(注) 3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58—2項

(4)、連結会計基準第44—5項(4)及び事業分離等会計基準第57—4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響額はありません。

(重要な後発事象)

株式併合等

当行は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

なお、本件につきましては、普通株主、A種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議し、同株主総会にて承認可決されました。その内容は、以下のとおりであります。

1. 株式併合及び単元株式数の変更

(1) 目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日とされています。

当行は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を1株に併合し、また、あわせて、A種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合を行います。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式およびA種優先株式

② 併合の方法・比率

普通株式およびA種優先株式のいずれについても、平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	普通株式	184,358,000株
	A種優先株式	60,000,000株
株式併合により減少する株式数	普通株式	165,922,200株
	A種優先株式	54,000,000株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式	18,435,800株
	A種優先株式	6,000,000株

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 新株予約権付社債に係る転換価額の調整

当行が平成26年1月29日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に係る社債要項上、株式の併合を行う場合、社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うこととなりますが、当該調整後の転換価額は、現時点では確定しておりません。

(4) A種優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行のA種優先株式に係る発行要項上、株式の併合を行う場合、A種優先株式に係る取得価額および下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額は、現時点では確定しておりません。

(5) 単元株式数の変更の内容

平成28年10月1日をもって、普通株式およびA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更いたします。

2. 定款の一部変更内容

(1) 単元株式数の変更

平成28年10月1日をもって、普通株式およびA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更いたします。

(2) 発行可能株式総数の変更

平成28年10月1日をもって、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を7億株から7千万株減少させるため、普通株式およびA種優先株式の発行可能種類株式総数を、いずれも7億株から7千万株に変更いたします。

3. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年5月13日
定時株主総会、普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会の決議日	平成28年6月24日
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	4,419円89銭	4,290円08銭
1株当たり当期純利益	207円01銭	185円14銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	108円78銭	98円28銭

⑤ 【連結附属明細表】
【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第3回期限前償還 条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成23年 6月21日	4,800	4,800	平成23年6月22日から 平成28年6月21日まで 年2.59%、平成28年6 月21日の翌日以降は、 募集要項に記載された 「利息支払の方法」欄 第2項の規定に基づき 定められるロンドン銀 行間市場における6ヶ 月ユーロ円LIBORに 3.50%を加算したもの とする。	なし	平成33年 6月21日
	120%コールオブ ション条項付第1 回無担保転換社債 型新株予約権付社 債(劣後特約付) (注1)	平成26年 1月29日	6,989	6,989	—	なし	平成31年 4月30日
合計	—	—	11,789	11,789	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

新株予約権行使期間	新株予約権 の発行価額 (円)	株式の発行 価格(円)	発行価額の 総額(百万円)	発行株式	付与割合 (%)	行使により発行した 株式の発行価額の総 額(百万円)
平成26年3月3日～ 平成31年4月25日	無償	206	7,000	普通株式	100	—

※ 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	4,800	—	—	6,989	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	28,048	44,450	0.35	—
借入金	28,048	44,450	0.35	平成28年4月～ 平成34年4月
リース債務	25	13	—	平成28年4月～ 平成32年5月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	35,919	2,645	2,058	1,325	500
リース債務(百万円)	10	1	0	0	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	9,816	19,553	29,581	39,582
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,105	3,104	5,304	6,513
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,555	1,953	3,458	3,744
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	8.57	10.76	19.05	18.51

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)(△は1株当たり四半期純損失金額(円))	8.57	2.19	8.29	△0.54

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	85,243	121,589
現金	38,544	48,583
預け金	46,698	73,005
商品有価証券	948	1,022
商品国債	485	523
商品地方債	463	499
金銭の信託	2,633	2,270
有価証券	※1,※2,※8,※14 607,625	※1,※2,※8,※14 608,668
国債	235,854	227,128
地方債	63,895	68,193
社債	125,268	128,791
株式	34,271	32,830
その他の証券	148,335	151,724
貸出金	※3,※4,※5,※6,※9 1,223,513	※3,※4,※5,※6,※9 1,249,377
割引手形	※7 9,466	※7 7,683
手形貸付	54,055	48,339
証書貸付	1,025,833	1,055,839
当座貸越	134,157	137,515
外国為替	2,798	1,451
外国他店預け	2,518	1,292
買入外国為替	※7 59	※7 62
取立外国為替	220	96
その他資産	6,077	4,926
未決済為替貸	122	119
前払費用	30	39
未収収益	2,183	2,203
金融派生商品	239	57
その他の資産	※8 3,501	※8 2,506
有形固定資産	※10 25,471	※10 25,056
建物	5,688	5,304
土地	17,468	17,577
リース資産	1,304	1,118
建設仮勘定	0	72
その他の有形固定資産	1,009	982
無形固定資産	4,256	3,880
ソフトウェア	4,178	3,802
その他の無形固定資産	78	77
支払承諾見返	2,233	1,959
貸倒引当金	△9,191	△8,209
資産の部合計	1,951,610	2,011,992

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
預金	※8 1,781,918	※8 1,788,453
当座預金	60,911	66,049
普通預金	647,186	667,767
貯蓄預金	11,735	11,335
通知預金	10,392	6,164
定期預金	1,024,742	1,014,126
定期積金	11,723	11,244
その他の預金	15,226	11,765
債券貸借取引受入担保金	—	※8 31,851
借入金	18,248	34,176
借入金	※8, ※11 18,248	※8, ※11 34,176
外国為替	2	5
売渡外国為替	2	5
未払外国為替	0	—
社債	※12 4,800	※12 4,800
新株予約権付社債	※13 6,989	※13 6,989
その他負債	16,173	26,537
未決済為替借	158	174
未払法人税等	750	250
未払費用	6,086	6,288
前受収益	795	767
給付補填備金	3	2
金融派生商品	239	57
リース債務	1,372	1,186
資産除去債務	161	163
その他の負債	6,606	17,645
賞与引当金	744	732
退職給付引当金	4,359	1,620
睡眠預金払戻損失引当金	272	263
偶発損失引当金	344	335
繰延税金負債	1,917	2,452
再評価に係る繰延税金負債	2,907	2,756
支払承諾	2,233	1,959
負債の部合計	1,840,911	1,902,933

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,724	32,711
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	17,724	17,711
利益剰余金	12,423	14,784
利益準備金	1,327	1,588
その他利益剰余金	11,095	13,196
繰越利益剰余金	11,095	13,196
自己株式	△1,065	△1,046
株主資本合計	81,543	83,910
その他有価証券評価差額金	25,378	21,181
土地再評価差額金	3,697	3,861
評価・換算差額等合計	29,075	25,042
新株予約権	79	106
純資産の部合計	110,698	109,059
負債及び純資産の部合計	1,951,610	2,011,992

②【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
経常収益	34,632	34,053
資金運用収益	26,151	25,693
貸出金利息	18,926	18,286
有価証券利息配当金	7,158	7,328
コールローン利息	11	15
預け金利息	30	42
その他の受入利息	24	19
役務取引等収益	5,536	6,130
受入為替手数料	1,218	1,206
その他の役務収益	4,318	4,924
その他業務収益	1,434	964
外国為替売買益	29	0
商品有価証券売却益	2	4
国債等債券売却益	1,017	781
国債等債券償還益	260	—
金融派生商品収益	125	177
その他経常収益	1,509	1,265
償却債権取立益	2	2
株式等売却益	847	927
金銭の信託運用益	317	—
その他の経常収益	341	335
経常費用	27,737	28,126
資金調達費用	2,304	2,219
預金利息	2,095	2,017
コールマネー利息	2	2
債券貸借取引支払利息	—	0
借用金利息	82	74
社債利息	124	124
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	2,123	2,262
支払為替手数料	247	242
その他の役務費用	1,876	2,019
その他業務費用	70	500
国債等債券売却損	70	0
国債等債券償却	—	500
営業経費	21,573	20,980
その他経常費用	1,665	2,164
貸倒引当金繰入額	1,107	1,059
貸出金償却	13	1
株式等売却損	136	470
株式等償却	—	50
金銭の信託運用損	—	353
その他の経常費用	407	228
経常利益	6,894	5,926

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
特別利益	—	2
固定資産処分益	—	2
特別損失	108	44
固定資産処分損	106	17
減損損失	1	26
税引前当期純利益	6,786	5,885
法人税、住民税及び事業税	678	223
法人税等調整額	1,909	1,981
法人税等合計	2,588	2,204
当期純利益	4,198	3,680

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,750	32,750	1,065	8,984	10,049	△1,109	79,151
会計方針の変更による 累積的影響額						△510	△510		△510
会計方針の変更を反映 した当期首残高	37,461	15,000	17,750	32,750	1,065	8,473	9,538	△1,109	78,640
当期変動額									
剰余金の配当						△1,314	△1,314		△1,314
当期純利益						4,198	4,198		4,198
利益準備金の積立					262	△262	—		—
自己株式の取得								△4	△4
自己株式の処分			△26	△26				48	22
土地再評価差額金の 取崩						0	0		0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計	—	—	△26	△26	262	2,621	2,884	44	2,902
当期末残高	37,461	15,000	17,724	32,724	1,327	11,095	12,423	△1,065	81,543

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	15,094	1	3,393	18,489	58	97,700
会計方針の変更による 累積的影響額						△510
会計方針の変更を反映 した当期首残高	15,094	1	3,393	18,489	58	97,189
当期変動額						
剰余金の配当						△1,314
当期純利益						4,198
利益準備金の積立						—
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						22
土地再評価差額金の 取崩						0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	10,284	△1	303	10,586	20	10,607
当期変動額合計	10,284	△1	303	10,586	20	13,509
当期末残高	25,378	—	3,697	29,075	79	110,698

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,724	32,724	1,327	11,095	12,423	△1,065	81,543
当期変動額									
剰余金の配当						△1,303	△1,303		△1,303
当期純利益						3,680	3,680		3,680
利益準備金の積立					260	△260	—		—
自己株式の取得								△3	△3
自己株式の処分			△12	△12				21	8
土地再評価差額金の取崩						△16	△16		△16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△12	△12	260	2,100	2,361	18	2,366
当期末残高	37,461	15,000	17,711	32,711	1,588	13,196	14,784	△1,046	83,910

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	25,378	—	3,697	29,075	79	110,698
当期変動額						
剰余金の配当						△1,303
当期純利益						3,680
利益準備金の積立						—
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						8
土地再評価差額金の取崩						△16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,196	—	163	△4,033	26	△4,006
当期変動額合計	△4,196	—	163	△4,033	26	△1,639
当期末残高	21,181	—	3,861	25,042	106	109,059

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,551百万円(前事業年度末は16,116百万円)であります。

- (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

（追加情報）

中間期末において、退職給付財政の健全化を図るため、現金2,000百万円を退職給付信託に拠出しました。これにより、退職給付引当金が2,000百万円減少しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更）

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
株式	83百万円	83百万円
出資金	0百万円	35百万円

※ 2. 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
国債	20,067百万円	20,168百万円

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
破綻先債権額	523百万円	499百万円
延滞債権額	22,598百万円	20,238百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
3カ月以上延滞債権額	522百万円	656百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
貸出条件緩和債権額	729百万円	678百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
合計額	24,374百万円	22,073百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
	9,526百万円	7,745百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	37,382百万円	50,843百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,557百万円	6,669百万円
債券貸借取引受入担保金	一百万円	31,851百万円
借入金	15,200百万円	32,100百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
有価証券	29,277百万円	29,319百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
保証金	354百万円	332百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年 2月13日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
融資未実行残高	584,915 百万円	595,226百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの及び総合口座の貸越契約 によるもの	576,207百万円	584,460百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
圧縮記帳額	1,995百万円	1,995百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
劣後特約付借入金	3,000百万円	2,000百万円

※12. 社債は劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
劣後特約付社債	4,800百万円	4,800百万円

※13. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）であります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付)	6,989百万円	6,989百万円

※14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	5,717百万円	5,103百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	83	83
合計	83	83

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	6,230百万円	5,074百万円
退職給付引当金	1,379	1,086
賞与引当金	239	220
減価償却費	132	116
有価証券評価損	4,331	3,704
その他	1,048	869
繰延税金資産小計	13,361	11,071
評価性引当額	△7,329	△7,031
繰延税金資産合計	6,032	4,040
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△7,930	△6,480
その他	△19	△12
繰延税金負債合計	△7,949	△6,493
繰延税金資産（負債）の純額	△1,917百万円	△2,452百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	34.8%	32.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.9	△0.6
住民税均等割	0.7	0.8
評価性引当金の増減	△4.2	1.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.4	3.2
その他	△0.5	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.1%	37.4%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.1%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。この税率変更により、繰延税金資産は195百万円減少し、繰延税金負債は352百万円減少し、その他有価証券評価差額金は346百万円増加し、法人税等調整額は189百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は147百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(重要な後発事象)

株式併合等

当行は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

なお、本件につきましては、普通株主、A種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議し、同株主総会にて承認可決されました。

詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

なお、当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	4,422円23銭	4,329円96銭
1株当たり当期純利益	209円66銭	181円62銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	110円04銭	96円60銭

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	20,450	84	108	20,426	15,121	459	5,304
土地	17,468 [6,573]	135 [24]	26 (26)	17,577 [6,598]	—	—	17,577
リース資産	2,707	345	216	2,836	1,717	531	1,118
建設仮勘定	0	72	0	72	—	—	72
その他の有形固定資産	4,485 [31]	174	215 [12]	4,444 [19]	3,461	184	982
有形固定資産計	45,113 [6,605]	812 [24]	568 [12] (26)	45,357 [6,617]	20,300	1,175	25,056
無形固定資産							
ソフトウェア	6,393	434	14	6,813	3,010	797	3,802
その他の無形固定資産	167	—	—	167	90	0	77
無形固定資産計	6,561	434	14	6,981	3,100	798	3,880

(注) 1. 当期首残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高欄における〔 〕内は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づく土地の再評価実施前の帳簿価額との差額（内書き）であります。

2. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	9,191	8,209	2,041	7,150	8,209
一般貸倒引当金	2,574	2,276	—	2,574	2,276
個別貸倒引当金	6,616	5,933	2,041	4,575	5,933
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
賞与引当金	744	732	744	—	732
睡眠預金払戻損失引当金	272	263	—	272	263
偶発損失引当金	344	335	—	344	335
計	10,552	9,541	2,785	7,767	9,541

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金…洗替による取崩額

偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	750	489	989	—	250
未払法人税等	548	191	611	—	128
未払事業税	201	298	377	—	122

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特定口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特定口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
買取手数料	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当銀行の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、伊勢新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	
株主優遇定期	1,000株以上所有の株主に対し、株主優遇定期を取り扱っております。

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会において、株式併合の効力発生日(平成28年10月1日)をもって、1単元の株式数を1,000株から100株に変更する旨承認可決されております。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、並びに 確認書	事業年度 (第106期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月25日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第106期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月25日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第107期 第1四半期	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月11日 関東財務局長に提出。
	第107期 第2四半期	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月25日 関東財務局長に提出。
	第107期 第3四半期	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第9号の2（定時株主総会における決議 事項）に基づく臨時報告書であります。		平成27年6月30日 関東財務局長に提出。
(5) 有価証券報告書の訂正報告 書及びその添付書類、並び に確認書	平成27年6月25日提出の事業年度（第106 期）有価証券報告書に係る訂正報告書であり ます。		平成27年7月2日 関東財務局に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月24日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	守	理	智	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	川	琢	也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	智	章	㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社第三銀行の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社第三銀行が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	守	理	智	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	川	琢	也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	智	章	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第三銀行の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。